

経済財政諮問会議(平成29年第16回)議事次第

平成 29 年 12 月 1 日(金)
17 時 15 分～18 時 15 分
官邸 4 階 大会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 「平成30年度予算編成の基本方針」の策定方針について
- (2) 経済・財政一体改革(各論③(社会保障②、地方行財政②))

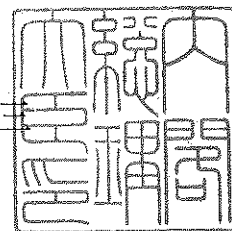
3. 閉会

資料1	内閣総理大臣からの諮問第38号について
資料2	「平成30年度予算編成の基本方針」の策定方針(案)
資料3	平成30年度予算の編成等に関する建議のポイント(麻生議員提出資料)
資料4	社会保障改革の推進に向けて(有識者議員提出資料)
資料5	経済・財政一体改革(社会保障改革)の取組状況②(加藤臨時議員提出資料)
資料6	地方行財政改革の推進に向けて(補足資料)(有識者議員提出資料)
資料7-1	地方行財政改革の推進に向けて(有識者議員提出資料(第15回))
資料7-2	地方行財政改革の推進に向けて(参考資料)(有識者議員提出資料(第15回))
資料8	地方財政について(野田議員提出資料(第15回))
資料9	地方行財政について(野田議員提出資料)

府政経運第 302 号
平成 29 年 12 月 1 日

経済財政諮問会議議長
安倍 晋三 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



内閣府設置法第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第 38 号

「平成 30 年度予算編成の基本方針」の策定方針いかん。

「平成 30 年度予算編成の基本方針」の策定方針（案）

1. 基本的考え方

- 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進。
平成 27 年 10 月からはアベノミクスの第 2 ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目 GDP 600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ）を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいること。
- これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDP は名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあること。
- 他方、経済の先行きについては、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があること。
あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要があること。
- また、我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にあること。
- 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600 兆円経済の実現を目指すとともに、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくこと。
「新しい経済政策パッケージ（仮称）」を推進するとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すこと。
この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を併せて示すこと。
- 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進すること。
第一の矢である「戦後最大の名目 GDP 600 兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。こと。
第二の矢である「希望出生率 1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させるこ

と。

- 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すこと。

2. 予算編成についての考え方

- 平成30年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要があること。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指すこと。あわせて、年末に向けて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成29年度補正予算を編成すること。

- 誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創り上げるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、一億総活躍社会実現の取組を加速すること。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進めること。

- 平成30年度予算は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行すること。

改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映すること。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進すること。

地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進めること。

- 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進すること。

引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大や優良事例の全国展開に取り組むこと。

また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点を踏まえ、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努めること。

経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証すること。

平成30年度予算の編成等に関する建議のポイント (財政制度等審議会)

平成29年12月1日
麻生議員提出資料

I. 総論

1. 財政の現状と課題

- ・ 深刻な財政状況の中で少子化対策への支出を拡大し、2020年度のプライマリーバランス(PB)黒字化目標の達成は困難となる旨を政府が発表した以上、我が国の**財政規律がこれまでも増して強く問われている**ことを認識すべき。今こそ財政に対する信認を確保すべき。
- ・ 国民の不安解消、消費の喚起につなげるためには、**財政再建に対する政府のコミットメントを説得力ある形で示すことが必要**不可欠。

2. 財政健全化に向けた基本的考え方

- ・ 財政健全化は、財政や社会保障の将来に対する**不安を払拭し、安心して消費・投資できる環境を整備するためにも必要**。
- ・ **PB黒字化は債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくための必要条件**。財政健全化目標として**債務残高対GDP比の安定的な引下げは重要**だが、同指標は経済成長率や金利に左右され、実績を見ても政府の**見通しに反して一貫して上昇**しており、そのみでは**実効性ある財政運営の指針となり得ない**。
- ・ 諸外国の例を見れば、景気拡大による歳入増のみに頼るのではなく、**景気が拡大する中でより一層歳出抑制に取り組むことが重要**。

3. 今後の財政運営についての考え方

- ・ 「経済・財政再生計画」における「集中改革期間」の最終年度である**平成30年度予算においても歳出改革の「目安」を遵守**し、一般歳出の伸びを5,300億円以下、そのうち社会保障関係費の伸びを5,000億円以下に抑える必要。その際、中長期的な視点に立って、生産性向上に資する質の高い予算とすべき。
- ・ **新たな財政健全化計画は、具体的な歳出・歳入措置を掲げたうえで、現実的な前提等に基づき、できる限り早期のPB黒字化達成を目指す**べき。現行の「目安」を**最低限の出発点**として、**更なる歳出改革の加速**に向けて踏み込んだ検討を行うべき。**2022年(平成34年)から「団塊の世代」が75歳以上となり始め、社会保障関係費が急増**することを強く意識する必要。
- ・ 消費税率10%への引上げは**約束どおり平成31年10月に実施**すべき。

II. 平成30年度予算編成における具体的な取組①

1. 社会保障

平成30年度は、集中改革期間の最終年度。手を緩めることなく改革に取り組み、社会保障関係費の「目安」をしっかりと達成する必要。また、これまでの改革項目の進捗状況を検証するとともに、**新たな改革項目の検討**を早期に進めるべき。

1. 医療

- ・ **診療報酬改定**: 国民負担の増加の抑制や制度の持続可能性の観点から、**▲2%半ば以上のマイナス改定**が必要。これまでの賃金・物価の動向等を踏まえ、**診療報酬本体についても一定程度のマイナス**とすべき。**地域医療構想の実現に向けた対応**(急性期病床の適正化など)、**薬局の実態を踏まえた調剤報酬の抜本的な見直し**を行うべき。
- ・ **薬価制度の抜本改革**: 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、「**毎年調査・毎年改定**」、「**新薬創出等加算のゼロベースでの抜本的な見直し**」、「**費用対効果評価の活用**」など、改革を具体化し、**十分な国民負担の軽減につなげる**べき。
- ・ **医療・介護提供体制**: 医師の配置等に係る実効的なコントロール、療養病床の再編などに取り組むべき。
- ・ **改革工程表の着実な実施**: 病院への外来受診時の定額負担、先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担、地域別診療報酬のあり方等について、平成29年末までに結論を得る必要。また、後期高齢者の窓口負担、薬剤自己負担の引上げ等についても、できる限り速やかに検討を進めていくべき。

2. 介護

- ・ **介護報酬改定**: 保険料負担の増加を抑制するため、平成29年度臨時改定(処遇改善)とセットで考えるべきであり、**一定程度のマイナス**が適当。また、生活援助サービス等の**報酬水準の適正化**が必要。
- ・ **制度見直し**: 調整交付金を活用したインセンティブの強化、軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行などに取り組むべき。

3. 子供・子育て

- ・ 子供・子育て分野の充実・強化を図る中においても、**不断の見直し**に取り組み、**効果的・効率的な支援**としていく。(保育所運営に係る公費の適正化、児童手当特例給付を廃止の方向で見直し等)
- ・ 人づくり革命や**全世代型社会保障制度の実現**に向け、企業も相応の役割を担うことが求められる。(事業主拠出金の活用)

4. 障害福祉・生活保護

- ・ 障害者の社会の支え手としての活躍の観点等も踏まえ、**障害福祉サービス**について、その**内容や報酬を適正化**する必要。
- ・ **生活保護制度**について、**生活扶助基準の見直し**のほか、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策による**医療扶助の適正化**等にも取り組む必要。

II. 平成30年度予算編成における具体的な取組②

2. 地方財政

- ・ 国・地方の財政状況の違いも考慮しつつ、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳出歳入ギャップを縮小していくことが重要。
- ・ 地方財政計画と地方歳出決算について「PDCAサイクル」を回していく必要。試算によれば、計画における歳出が決算における歳出を継続的に1兆円前後上回っている。各年度に必要な**財源保障の適正規模**について、**より一層の精査**が必要。
- ・ 地方の**基金残高は、21.5兆円と過去最高**(平成28年度末)。各地方公共団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた**財政資金の効率的配分**に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要。
- ・ **地方税収等の計画からの上振れ分**については、**地方財政計画上でも精算**を行い、地方交付税総額に反映させるべき。
- ・ **地方消費税の清算基準**は、最終消費の実態を適切に反映できていないなどの問題があることから、**人口基準の比率を大幅に高めるなど抜本的な見直し**が必要。
- ・ 国庫補助事業の不用に係る地方負担分の計上の適正化やトップランナー方式による効果の計画への反映等を進めていく必要。

3. 文教・科学技術

- ・ 我が国の競争力強化等に向けて、教育・科学技術の質を上げていくことが重要。その際には、**将来世代に負担を先送りすることなく**、限られた財政資源を最大限活用すべき。
- ・ 幼児教育の無償化を進めるに当たっては、**保育料の引上げを助長することがない仕組み**としていくことが重要。
- ・ 児童生徒数の減等を勘案すれば、**児童生徒当たりの教職員数は増加**。更なる教職員数の増加は、定量的・客観的な**エビデンスやPDCAサイクルの確立**が前提。教員が多くの時間を授業に充てられるよう、**業務の適正化**が必要。新学習指導要領の実施については、授業内容や教員配置の見直し、外部人材の活用や免許の見直し等を通じて対応すべき。
- ・ 大学改革については、大学の教育の成果を問うことで、大学と学生が、その成果を確実に得られる努力をし、**好循環を実現**することが重要。
高等教育の経済的負担軽減の拡充に当たっては、**質の高い教育を行うための大学改革**を進め、社会からも評価されている大学を前提としつつ、学生が**勉強するインセンティブ**を高め、定員割れ大学等の**単なる経営支援にしない**ことが重要。
- ・ 私学助成については、**定員割れ大学**への配分を見直し、**教育の質や成果を示す客観的な指標**等に応じた配分とすべき。
- ・ 科学技術については、研究開発の効率性が必ずしも高いとは言えず、**予算のメリハリ付け、効率化・適正化**等が必要。

II. 平成30年度予算編成における具体的な取組③

4. 社会資本整備

- 社会資本の整備水準の向上等に加え、好調な民間投資、GDPギャップの解消、人手不足等を踏まえると、**公共事業の安易な追加は厳に慎むべき**。総額の抑制に取り組み、民間投資を阻害しないようにしつつ、**生産性を高める事業と防災・減災・老朽化対策への重点化、民間活用等による効率化を進めるべき**。

5. 農林水産

- 農地中間管理機構**は、集積の実態を把握しつつ、財政的に持続可能な形で担い手への農地集約を進める施策を検討すべき。**TPP及び日EU・EPA対策**の検討にあたっては、各事業のKPIに照らして真に生産性向上や競争力強化につながるものに支援を集中するべき。**林業**は、条件有利地に支援を重点化するとともに、成長産業化に向け新しい需要創出や輸出なども支援すべき。

※ TPP: 環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership)、EPA: 経済連携協定(Economic Partnership Agreement)

6. エネルギー・環境

- 規制的手法を中心に取組を行うとともに、予算では、**政策効果の高い事業への重点化を進めることが必要**。**JOGMEC**については「民間主導の原則」の下、適切な**支援対象・手法のあり方**を検討しつつ、**出資金の規模**について厳しく見直すべき。

※ JOGMEC: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(Japan Oil, Gas and Metals National Corporation)

7. 中小企業

- 中小企業向けの補助金**について、公平・公正な**競争環境の確保**や**モラルハザードの防止**の観点から不断の見直しを行うとともに、**生産性向上につながるような分野・対象への重点化、補助率のメリハリ付け等**を実施すべき。

8. ODA・外交関係

- ODAについて、途上国における民間の投資環境の整備・改善に資するよう、無償・技協の**PPPやBOPビジネス関連案件の拡大**に取り組んでいくべき。ODAの実施主体である**JICA**については、有償資金協力において不断に**貸付金利を見直していく**とともに、技術協力においても**ボランティアや研修事業などについて有効性等の検証**を行い、必要に応じ見直しを行うべき。

※ PPP: Public-Private Partnership、BOP: Base of the Economic Pyramid

9. 防衛

- 「中期防衛力整備計画」や「経済・財政再生計画」に沿って、周辺海空域における安全確保、島嶼部攻撃や弾道ミサイル攻撃への対応等について重点化をしつつ、実効性ある**調達改革等を通じた装備品の価格低減**を図ることで、メリハリある予算とすべき。5

社会保障改革の推進に向けて

平成 29 年 12 月 1 日

伊藤 元重
榊原 定征
高橋 進
新浪 剛史

平成 30 年度は、3年間の集中改革期間の最後の年であり、6年に一度の医療・介護の同時報酬改定、5年に一度の生活保護基準の見直し、国保財政の都道府県移行、医療費適正化計画等や介護保険事業計画の開始年度に当たるなど、社会保障改革の節目でもある。これまで2年間の集中改革期間の成果と改革努力を、より強化した取組みが重要である。社会保障改革に関する前回の提案¹に掲げた内容を含め、以下、平成 30 年度予算編成に合わせて改革を推進すべき重点事項、年末までに改革工程を明確化し今後速やかに検討を進めるべき重点課題について提案する。

1. 平成 30 年度予算編成等に向けて(1) 薬価制度の抜本改革等の実行

- 薬価制度の抜本改革について年内に結論を得、平成 30 年度予算や制度改革を通じて着実に実行すべき。以下については引き続き検討し、速やかに必要な措置を講じるべき。
 - ― 長期収載品価格を後発医薬品と同じ水準まで引き下げる期間(最大 16 年)の短縮
 - ― 費用対効果評価に応じた実効的な薬価算定の仕組みの本格的導入、第三者的視点に立った組織・体制の構築に向けた改革工程の明確化
 - ― 治療効果の高い患者を特定して最適な薬剤を投与できるようにするためのコンパニオン診断薬の開発インセンティブの強化、コンパニオン診断のルール化

(2) 診療報酬改定

- 診療報酬本体については、国民負担に直結することも踏まえ、これまでの改革努力を緩めず、一層の取組を進めるべき。特に、調剤技術料については、薬局の機能分化や調剤報酬の適正化の観点から、門前薬局、門内薬局を中心に調剤基本料を見直すべき。
- オンライン診療を組み合わせた生活習慣病の指導管理や遠隔モニタリングを活用した重症化予防など、効果的・効率的な医療の提供につながる遠隔診療を推進すべき。

(3) 介護報酬改定等

- 介護報酬についても、これまでの改革努力を緩めず、一層の取組を進めるべき。
- 見守りセンサーやロボット活用に伴う人員・設備基準の緩和、介護報酬上の評価、AI を活用したケアプランの高度化を推進すべき。

¹ 「社会保障改革の推進に向けて」(平成 29 年 10 月 26 日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)

- 事業者による自立支援・重度化防止に向けた取組・成果を介護報酬に反映させるとともに、今後もその対象を拡大していくべき。また、ケアマネージャーの独立性確保を進めるべき。
- 保険者による自立支援等の取組状況に応じた新たな交付金を創設するとともに、調整交付金もインセンティブとして活用すべき。

(4) 社会保障分野の人材確保

- 医師の偏在是正に向け、都道府県が主体となって医師確保等を行う仕組みの構築、医師養成過程を通じた医師確保対策の強化等に包括的に取り組むべき。
- 引き続き介護人材の処遇改善を進めるとともに、技能実習制度等により介護分野で実務経験を積み、介護資格を取得した外国人材に在留資格を付与し、外国人材の活用を推進すべき。
- 引き続き保育士の処遇改善や研修の充実を進めるとともに、保育資格者の多くが再就職に際して希望している短時間型勤務を積極的に活用することにより、保育士の量と質を拡充していくべき。

2. 改革工程表への反映

改革工程表の全 44 項目の改革を推進するとともに、前回の提案のうち以下の重点課題については年末までに改革工程表に反映すべき。また、応能負担の仕組みについても全世代型社会保障の観点からできるだけ早期に検討を開始すべき。

(1) 頑張るものを支援する仕組みの強化

- 普通調整交付金(約6千億円)の仕組みを加入者の年齢・所得等で調整した標準的な医療費を基準に配分する仕組みへと見直すとともに、国保に対する保険者努力支援制度(8百億円)を強化すべき。

(2) 地域差半減の実現

- 2023 年度までの医療費適正化計画期間内において実現するよう、①多剤投与に関する保険者が保有する情報の医療機関・薬局への提供、②入院医療費の指標を明確化すべき。
- 介護費の地域差半減に向けて、見える化を徹底するとともに、縮小の目標・工程を具体化すべき。

経済・財政一体改革 (社会保障改革)の取組状況

平成29年12月1日
加藤臨時議員提出資料

医療機関・介護事業者の経営状況

- 医療機関・介護事業者の損益率・収支差率は、給与費の増加等により低下傾向にあるが、それでもなお、従事者の賃金は他産業に後れ。
- 質が高く効率的な医療・介護サービスの提供体制を整備するため、こうした経営実態も踏まえつつ、診療報酬・介護報酬改定を行う必要。

損益率 / 収支差率の状況

一般病院の損益率は、低下傾向。

一般病院の損益率

	H27年度	H28年度
全体	3.7%	4.2%
国公立を除く全体	0.4%	0.1%
医療法人	2.1%	1.8%
国立	1.3%	1.9%
公立	12.8%	13.7%

(注) 国公立を除く全体には、医療法人のほか、日赤、済生会、厚生連等の公的医療機関が含まれる。

全産業の収支差率が改善傾向にある中、介護サービスの収支差率は低下傾向

介護サービスの収支差率の推移 (全産業との比較)

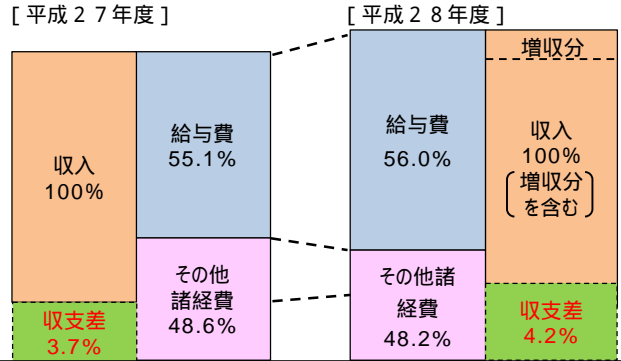
	25年度末 (26年3月)	26年度	27年度	28年度
介護サービス	7.8%	4.8%	3.8%	3.3%
全産業	4.0%	4.2%	4.2%	4.7%

介護サービスの給与費割合

	25年度末 (26年3月)	26年度	27年度	28年度
介護サービス	59.0%	62.4%	63.8%	64.3%

損益状況 / 収支構造のイメージ

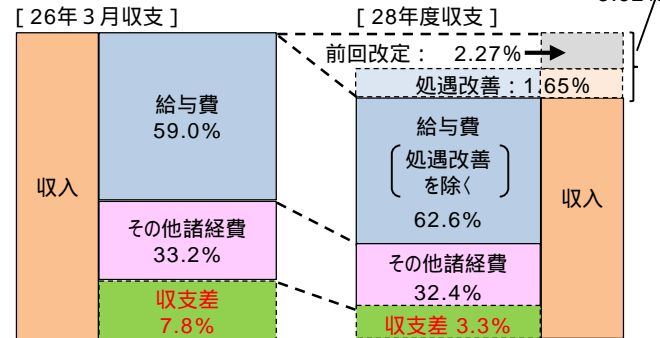
一般病院の収入は0.4%増となる一方、支出は0.8%増、特に給与費は2.1%増。(金額ベース)
損益状況の比較 (一般病院全体)



収入と費用の数値は、1施設当たりの平均である。

介護報酬のマイナス改定や、人材の確保に要する給与費の増加により、収支差が縮小。

介護サービスの収支構造のイメージ



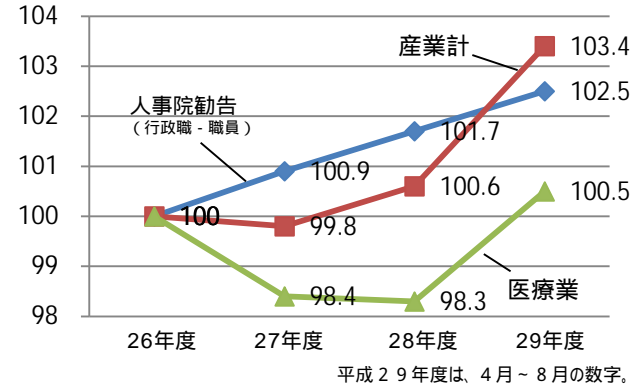
処遇改善に関する収入は、介護職員の賃金引上げに充てられるものであり、事業所の収支差に影響を与えない。

従事者の賃金・物価の推移

全産業の賃金は、堅調に推移。一方で、医療分野の賃金の伸びは鈍い。

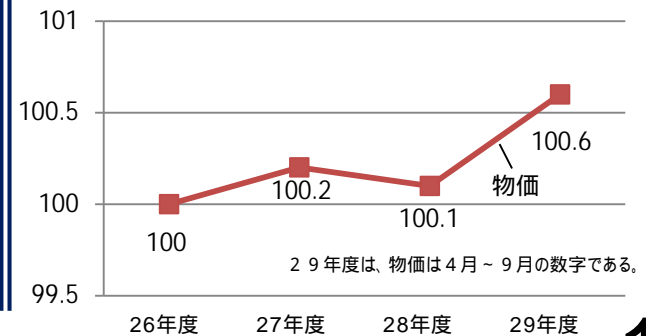
全産業と医療分野の賃金の伸びの比較

(「人事院勧告」、「毎月勤労統計調査」について、26年を100として指数で表示)



物価も上昇傾向

物価の動向



平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、**平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定により、質が高く効率的な医療・介護の提供体制の整備を推進**

地域包括ケアシステムの推進、医療機能の分化・強化・連携

どこに住んでいても**適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けること**ができる体制を整備

具体的方向性（例）

医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価や、大病院と中小病院・診療所の機能分化の推進
地域の状況や患者の状態等に応じた質の高い在宅医療・訪問看護の確保
医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
患者本人の意思を尊重した看取りの推進

安心・安全で質の高い医療・介護の実現

技術の進展、疾病構造の変化や新たなニーズ等を踏まえ、**安心・安全で質の高い医療・介護を実現**

具体的方向性（例）

がん、認知症等の重点的な対応が求められる分野への対応
医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションを含む先進的な医療技術の適切な評価
質の高いリハビリテーションの評価等、アウトカム評価の推進
高齢者の自立支援と要介護状態等の軽減・悪化の防止に資する介護サービスの推進

人材確保・働き方改革

厳しい勤務環境の中、医療・介護人材を将来にわたって確保するため、**従事者の負担軽減等の取組を推進**

具体的方向性（例）

多職種連携や人材の柔軟な配置等による効率的なサービス提供の推進
遠隔診療を含むICT、介護ロボット等の有効活用
届出・報告の簡素化等、業務の効率化・合理化の推進
専門性等に応じた介護人材の有効活用

制度の安定性・持続可能性の確保

国民皆保険を堅持するため、効率化・適正化を図ることにより**制度の安定性・持続可能性を確保**

具体的方向性（例）

薬価制度の抜本改革や費用対効果評価の導入
医師・薬剤師の協力による多剤・重複投薬の防止等の医薬品の適正使用や後発医薬品の使用の推進、透析医療の適正化
いわゆる門前薬局・同一敷地内薬局の評価の適正化
福祉用具貸与価格の上限の設定等

薬価制度の抜本改革（案）

「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（H28.12）に基づき、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現。

新薬創出等加算の抜本の見直し

- ・革新性・有用性に着目し、対象品目を追加・除外

長期収載品の薬価の見直し

- ・段階的に後発品の薬価を基準に引下げ

新薬のイノベーション評価の見直し

- ・原価計算方式の加算ルールの見直し

後発品価格の集約化

- ・1価格（置換困難品目は2価格）に集約

新薬

長期収載品

後発品

費用対効果評価の導入

- ・平成30年4月から、試行品目の価格調整を実施
- ・平成30年度中に、本格実施の具体的内容やスケジュールについて結論

基礎的医薬品等の拡大

- ・生薬、軟膏基剤等を対象に追加

効能追加等による
市場拡大への速やかな対応
〔年4回、速やかに薬価見直し〕

外国平均価格調整の見直し
〔米国の参照リストを見直し〕

毎年調査・毎年薬価改定
・国主導で流通改善に取り組み、全品目改定の状況も踏まえ、H32年中に対象範囲を設定

保険者機能の強化のためのインセンティブ改革に向けた検討状況

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため、介護におけるインセンティブ改革を着実に実施

高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を推進するための交付金

2018年度から、**高齢者の自立支援や介護の重度化防止等の保険者の取組を推進するための財政的インセンティブ**として、自治体に対する新たな交付金を創設。着実にその効果が発揮されるよう、具体的な評価指標等について、検討中。

併せて、当該評価指標による評価結果を公表し、**取組状況を「見える化」**する。

<市町村 評価指標（案）> 主な評価項目

P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化

☑地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等

ケアマネジメントの質の向上

☑保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等

多職種連携による地域ケア会議の活性化

☑地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか
☑地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等

介護予防の推進

☑介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか
☑介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か 等

介護給付適正化事業の推進

☑ケアプラン点検をどの程度実施しているか
☑福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか 等

要介護状態の維持・改善の度合い

☑要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か

調整交付金の活用

調整交付金のインセンティブへの活用については、社会保障審議会介護保険部会において議論したところであり、引き続き、地方関係者等の意見を踏まえ検討。

【社会保障審議会介護保険部会（平成29年11月10日）における主な意見】

- ・本来調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うもの。その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、調整交付金を活用することは断じて行うべきではない。
- ・自治体では、第7期介護保険料（2018～2020年度）の算定が大詰めを迎えているところであり、見直し後の調整交付金交付額を当該保険料に反映させることは困難。まずは、地域包括ケア強化法による新たな枠組みにより保険者の一層の取組を強力に推進することがあるべき順序。
- ・ディスインセンティブを組み合わせ、財政中立で実施すべきであり調整交付金の活用に賛成。

医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向けた医師確保対策の推進

1. 背景

平成20年度以降、**医学部定員を大幅に増員**
 一方、**医師の地域偏在・診療科偏在は解消されておらず**、地域・診療科によっては「**医師不足**」との指摘

2. 医師確保対策を取りまく現状

(1) 医療提供体制の適正化の実現

医師確保対策は、骨太方針2017や経済・財政再生計画にも位置付けられた**重要課題**。
 地域医療構想をはじめとする**都道府県主体の医療提供体制改革のため**には、**都道府県が医師確保対策を主体的・実効的に実施**することができる仕組みとする必要。

(2) 働き方改革等医師に関する諸改革の推進

医師の働き方改革、専門医制度の前提として医療界等は対策を強く要望。

3. 医師偏在解消に向けた課題と対応の方向性(案)

次期通常国会に法案を提出予定

医師の地域偏在・診療科偏在を統一的に測る「**ものさし**」がない

医師偏在指標の導入
 ・地域毎、診療科毎、入院外来毎の医師の多寡を把握できる指標を導入

都道府県が実効的に対策を行うことができる**体制が整っていない**

都道府県の**医師確保対策実施体制強化**
 ・「医師確保計画」の策定
 ・「医師少数区域」「医師多数区域」の設定
 ・「地域医療対策協議会」の機能強化

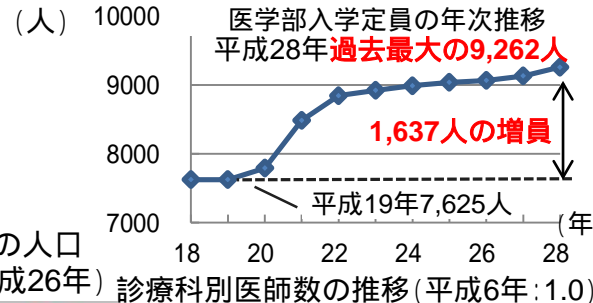
医師養成過程における医師の定着策が限定的

医学部・・・都道府県知事から大学への**地元出身者枠**の設定要請権限の創設
 臨床研修・・・都道府県が管内の**臨床研修病院の指定・定員設定**を自ら実施
 専門研修・・・新専門医制度において、**国・都道府県が地域医療の観点から意見を述べる仕組み**を法定 等

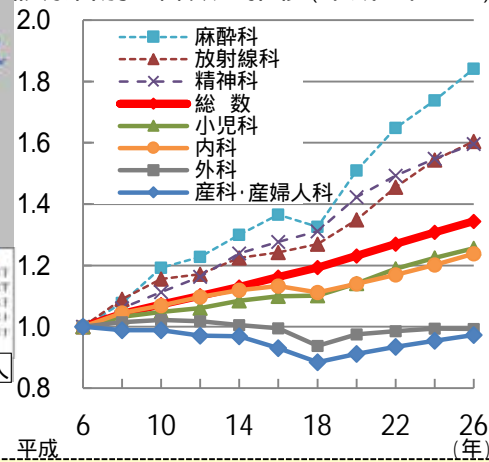
医師が**地方で働くインセンティブ**が小さい

医師少数区域で**一定期間診療した医師を認定**し、インセンティブを付与
外来医療機能の偏在等を是正する仕組みがない

新規開業希望者への**地域の外来医療機能の偏在、不足等の情報提供**
外来医療機関間の機能分化・連携方針を地域で協議・公表する仕組みの導入



二次医療圏ごとの人口10万対医師数(平成26年)



「介護離職ゼロ」に向けた介護人材確保対策

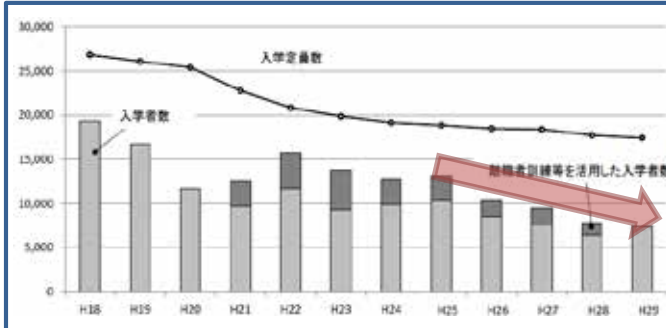
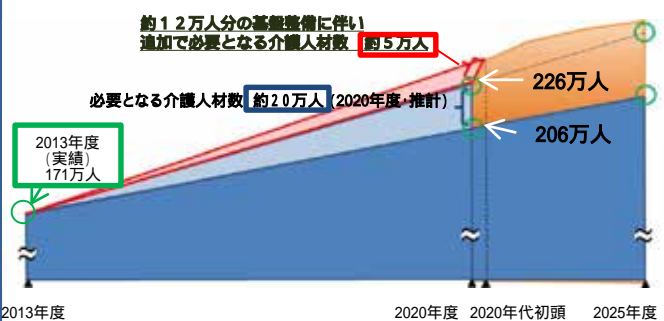
深刻な介護人材不足に対応するため、**更なる処遇改善**を行うほか、**中高年齢者・外国人**の活躍促進、**介護ロボット**の活用等、**関係省庁と緊密に連携し、総合的な対策**を講じる。

深刻化する介護人材の状況

2020年代初頭までに25万人確保

介護分野の需給状況は逼迫

養成施設の充足率は近年低下の一途



対策 中高年齢者・外国人など多様な人材の活用

介護分野への**アクティブ・シニア**等の新規参入を促す。
在留資格「介護」や**技能実習介護**の**受入れ環境を整備**し、意欲ある**留学生・技能実習生**の活躍を推進する。

アクティブ・シニア、子育てを終えた女性の活躍推進

介護分野を「見る」「知る」きっかけ作りとして、**介護の不安解消**のための**入門的研修等の創設・受講支援**

国、自治体、関係団体が一体となって、入門的研修の受講と修了者に対する**マッチング**を推進

国家公務員の退職準備セミナー等で実施 (**内閣人事局と連携**)
経済界に働きかけ、従業員の受講を勧奨

外国人介護人材の受入れ環境整備

入国前

・現地の優良な**日本語学校**の認証制度創設、優良な**送出機関**のリスト化 (**健康・医療戦略室と連携**)

入国後

技能実習生に対し、**介護福祉士の資格取得を支援**し、当該資格取得者の**在留資格「介護」**での受入れを検討 (**法務省と連携**)
養成施設の留学生への**介護福祉士修学資金**の貸付推進、受入施設が支給する在学期間中の奨学金や生活費の負担を軽減
多言語音声翻訳システムの利活用の実証 (**総務省と連携**)

入国支援

・**留学生のマッチング**に向けた事業者団体等の活動を支援

対策 働きやすい環境の整備

生産性向上等による負担軽減、**雇用管理の改善**・採用の支援を通じ、職員の**離職防止・定着促進**を図る。

介護ロボットの活用推進の加速化 (**経産省と連携**)

ICTの活用推進の加速化

施設**開設時の人材募集・研修の支援**の充実

人材育成に積極的な事業者の横展開を図るため、**事業所の認証制度**の創設を検討

対策 介護に関する教育など介護の魅力の普及啓発

教育その他日常生活のあらゆる場において**介護の魅力・楽しさ**を発信し、介護分野への**若者**の新規参入を促す。

新中学校学習指導要領技術・家庭科において「**介護**」に関する**内容の充実**が図られたことを踏まえ、中学校を含む現場の**教員向け研修**の実施を支援 (**文科省と連携**)
養成施設の学生が、地域の介護施設等と連携して中学・高校で出前講座を実施し、**生徒、教師、保護者の介護に対するイメージを刷新**

參考資料

効能追加等に伴う市場拡大への対応

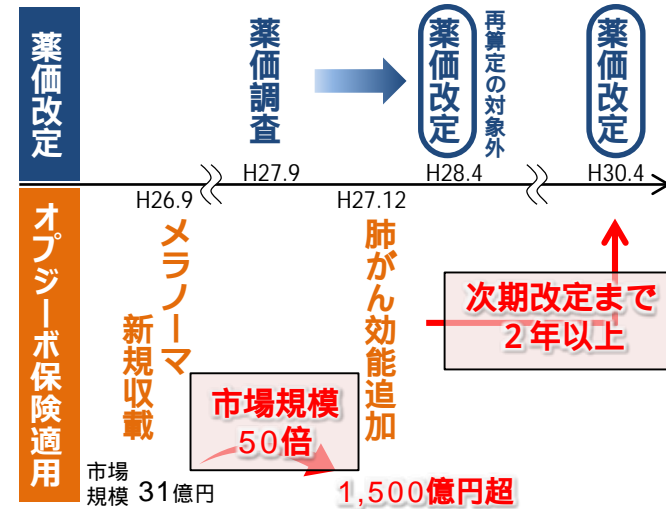
現行制度の概要

これまで、効能追加等により市場規模が拡大した医薬品の薬価については、2年に1回の薬価改定時において、市場拡大再算定等により、薬価を引下げ。

課題

オプジーボのように、効能追加等により市場規模が急激に拡大した場合には、迅速かつ機動的に、薬価を引き下げられるようにする仕組みの導入が必要。

オプジーボ市場拡大の経緯



オプジーボ
経緯

平成26年7月 オプジーボ承認（日本発のメラノーマへの画期的治療薬として世界に先駆け登場）
平成27年12月 非小細胞肺癌の適応追加（販売額が急激に拡大）
平成28年11月 国民負担への影響を踏まえ、緊急的に薬価を50%引下げ（平成29年2月施行）

改革の方向性

以下の方法により、保険収載後の状況の変化に対応。

- 【市場拡大の把握方法】 **NDBにより使用量を把握**し、一定規模以上の市場拡大を把握
- 【把握する品目】 **効能追加等がなされたすべての医薬品**をフォロー
- 【引下げ対象・方法】 市場規模350億円超の品目について、新薬収載の機会（**年4回**）を活用し、市場拡大再算定のルールに従い薬価改定

過去10年間に再算定の対象となった品目では、市場規模350億円超の品目を対象とすると、品目を半数に限定しつつ、市場シェアの4分の3を捕捉できる。

薬価毎年改定のスタート年（2021年）における対象範囲について

対象品目の範囲については、2021年度 に向けて、安定的な医薬品流通が確保されるよう、国が主導し、単品単価契約、早期妥結、一次売差マイナスの是正等を積極的に推進し、流通改善に取り組むことにより、薬価調査が適切に実施される環境整備を図りつつ、国民負担の軽減の観点から、できる限り広くすることが適当。

2018年度から2020年度までの3年間継続して、全品目の薬価改定が行われることから、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、具体的な範囲を設定。

2019年は、消費税率の引上げが予定されており、全品目の薬価改定が行われるため、薬価改定年度の最初の年は2021年度となる。

（参考）対象品目の範囲と医療費への影響（試算）

ア）平均乖離率2.0倍以上（約31百品目、全品目の約2割）	500～800億円程度
イ）平均乖離率1.5倍以上（約50百品目、全品目の約3割）	750～1,100億円程度
ウ）平均乖離率1.2倍以上（約66百品目、全品目の約4割）	1,200～1,800億円程度
エ）平均乖離率1倍超（約81百品目、全品目の約5割）	1,900～2,900億円程度

これまでの2年分の価格乖離の1/2～3/4が薬価改定年度に発生するものと仮定して、27年度の薬価調査実績に基づき試算

新薬創出等加算の見直し（全体像）

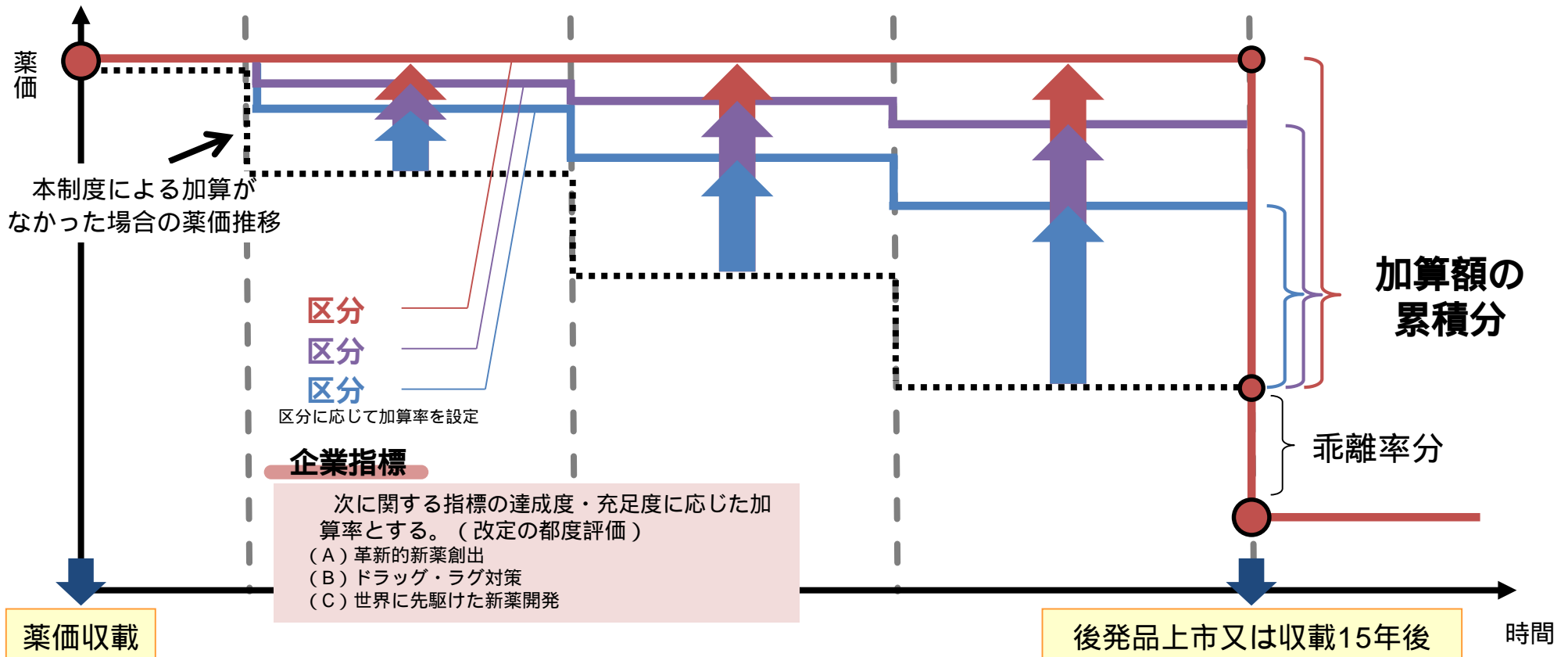
制度の位置づけ

革新的新薬の創出を促進するための効率的・効果的な仕組みへと抜本的に見直した上で、制度化を検討。

品目要件

医薬品そのものの革新性・有用性に着目して判断

画期性加算、有用性加算、営業利益率補正がなされた医薬品、希少疾病用医薬品、新規作用機序医薬品（基準に照らして革新性、有用性が認められるものに限る。）等に絞り込み。



なお、加算額について、乖離率に応じた上限を設定

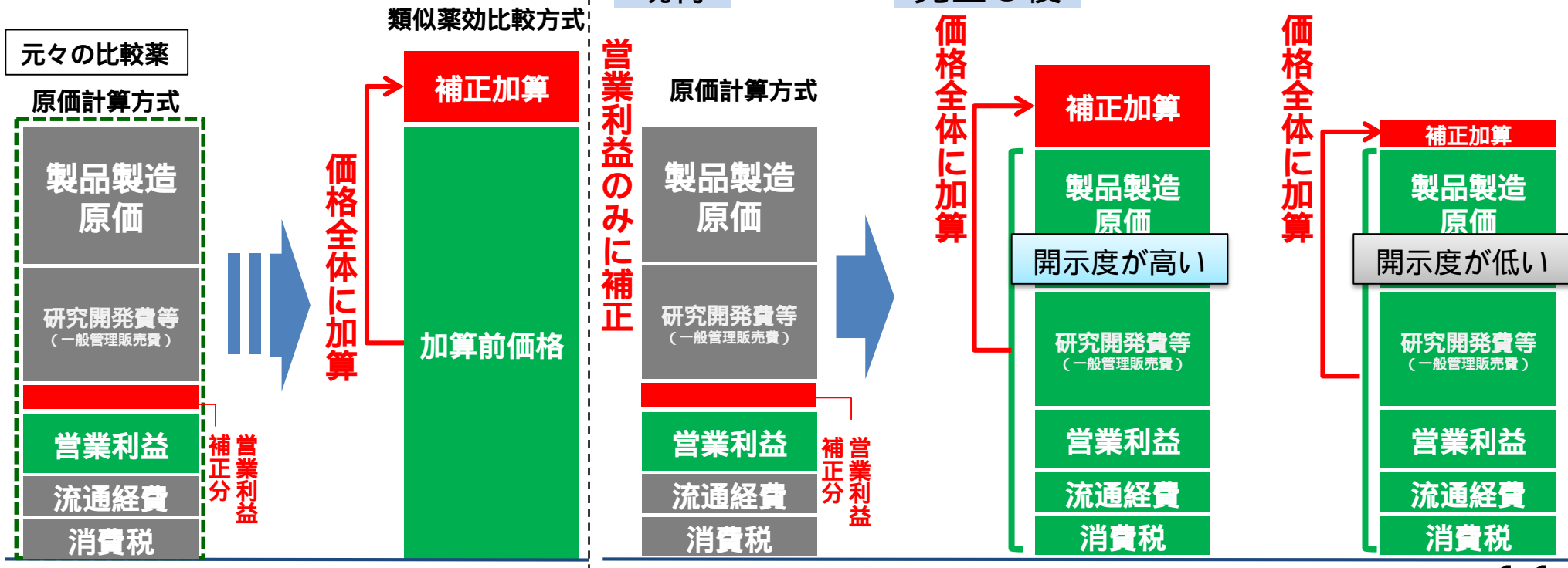
イノベーションの評価について

イノベーションの推進の観点から、類似薬のない新薬の評価のあり方について、以下のとおり見直す。

- 原価計算方式においても、類似薬効比較方式と同様に、価格全体（加算前の算定薬価）に加算を行う
- 原価計算方式において、原薬・製剤の委託製造等の開示が困難な部分の割合（開示度）に応じて、加算額に差を設ける

参考

類似薬効比較方式であっても、元々は原価計算方式に基づいて薬価が設定されている



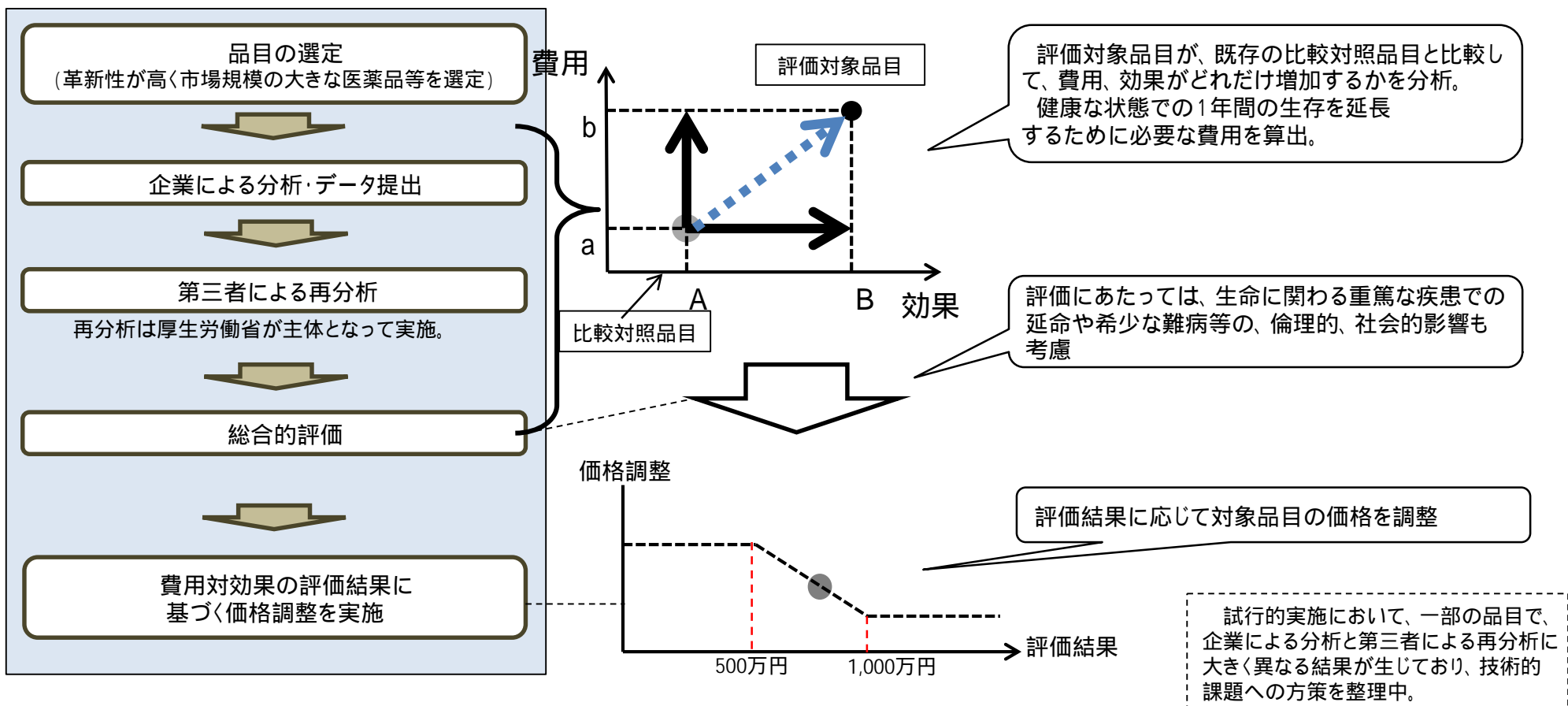
費用対効果評価について

費用対効果評価については、原価計算方式を含め、市場規模の大きい医薬品・医療機器を対象に、費用対効果を分析し、その結果に基づき薬価等を改定する仕組みを導入する。

これに向けて、試行的実施の対象となっている13品目について、これまでの作業結果を踏まえ、平成30年4月から価格調整を実施するとともに、試行的実施において明らかになった技術的課題（ ）への対応策を整理する。

併せて、本格実施に向けて、その具体的内容について引き続き検討し、平成30年度中に結論を得る。

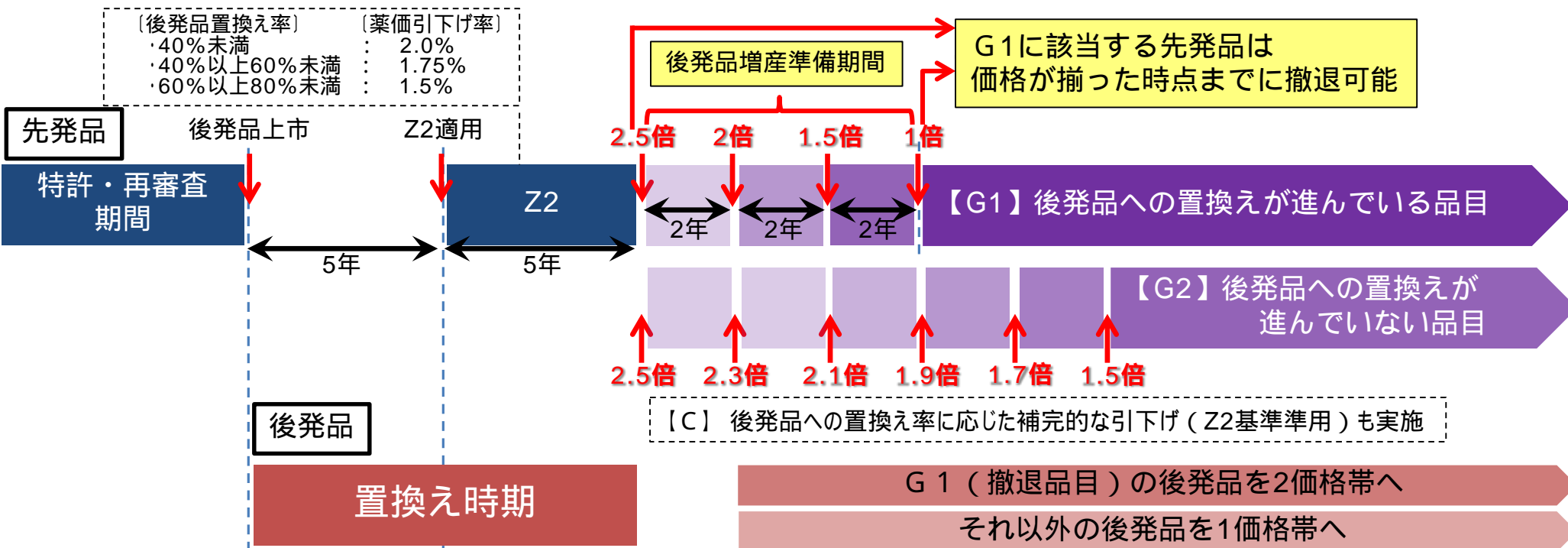
【費用対効果評価の手順】



導入に当たっては、我が国では、国民皆保険の下、有効性・安全性等が確立された医療は基本的に保険適用していることから、費用対効果評価の結果は、価格調整に用いることとし、保険償還の可否の判断には用いない。

長期収載品の薬価等の見直し

我が国の製薬産業の構造を、長期収載品依存から、より高い創薬力を持つものへと転換する観点から、後発品上市後10年を経過した長期収載品の薬価について、後発品の薬価を基準に段階的に引き下げる。



長期収載品の価格引下げ

後発品置換え率が80%以上の品目は、まず薬価を後発品の薬価の2.5倍に引き下げ、その後、6年間かけて段階的に後発品の薬価まで引き下げる。

後発品置換え率が80%未満の段階であっても、同様に、まず薬価を後発品の薬価の2.5倍に引下げ、その後、10年間かけて段階的に後発品の薬価の1.5倍まで引き下げる。

その際、後発品よりコストのかかる主たる要因である、長期収載品への事実上の情報提供義務にもかかわらず、後発品と薬価を揃えることになるため、先発品は市場から撤退できるものとする。

引下げ幅が著しく大きくなる品目等については、円滑実施の観点から、適切な配慮措置を講ずる。

後発品の価格帯集約

上市から12年を経過した後発品については1価格帯を原則とする。

ただし、後発品置換え率が80%以上であって、先発品企業が撤退する品目については、安定供給に貢献する後発品企業（先発品企業撤退分の増産対応を担う企業）の品目とそれ以外の後発品企業の品目に分けた2価格帯に集約する

現行制度の概要

長期間臨床現場での使用実績があり、医療上必要性の高い医薬品を「基礎的医薬品」として位置付け、最も販売額が大きい銘柄に価格を集約してその薬価を維持。

改革の方向性

不採算になる前に薬価を下支えする基礎的医薬品の対象に、生薬や軟膏基剤、歯科用局所麻酔剤等を追加する等の必要な対応を行う。

なお、不採算に近いものとしては、過去3年の乖離率が連続で2%以下であった薬効分類とする。

	薬効分類		成分数
内用剤	510	生薬	192成分
外用剤	712	軟膏基剤	31成分
歯科用剤	271	歯科用局所麻酔剤	8成分

外国平均価格調整の見直し

現在、新薬の薬価算定の際、米・英・独・仏の4か国の医薬品価格を参照して、薬価を調整しているが、米国については、現在参照している価格リスト（Red Book：メーカー希望小売価格）は参照しないこととし、米国の公的制度（メディケア・メディケイド）で用いられている価格リスト（ASP / NADAC）を参照する。

	現行	改正案
米国		ASP/NADAC
英国		
仏国		
独国		

ASP : Medicare Part B Drug Average Sales Price
NADAC : National Average Drug Acquisition Cost

ASP・NADACは、医療機関・薬局の平均購入価格であり、ASPはメディケア、NADACは一部の州のメディケイドで採用されている。

概要

ASP	NADAC
院内処方薬の医療機関への平均販売価格 メディケアパートB（病院の外来サービスなど）の償還価格	外来処方薬の調剤薬局による平均購入価格 メディケイドの償還価格

AWPとの比較

	ASP/NADAC	Red Book
掲載品目数	19品目	55品目
AWPに対する価格比（平均）	0.77	-

平成28年4月～平成29年8月に日本で収載された新薬のうち、収載時に米国Red Book価格が存在したもの（全55品目）

地方行財政改革の推進に向けて (補足資料)

平成29年12月1日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

集中改革期間においては、「一般財源を実質同水準に確保」することで歳入を安定させ、その間に歳出構造改革の成果を上げていくことが期待されている。前回(2017年11月16日)の提案に掲げる各課題への対応を実現していくことが重要。

特に、人口減少・高齢化や資本ストックの老朽化が進展する中、地方での持続可能な財政構造に向けて、地方行財政改革への取組を横展開していくべき。

その際、以下に掲げる取組など、歳出改革の推進が重要。

- 行政手続きコスト削減の取組促進、成果を上げる自治体への支援強化
- 地方単独事業や行財政効率化の取組等の徹底した見える化・横展開
- 第三セクター・公営企業の抜本的改革、地方行政サービスへの民間活用

これらの成果を地域の活性化等に還元し、地方経済と地方行財政の好循環を形成していくべき。

以下、具体的提案を基に、前回提案を補足する。

【1. 行政手続きコスト削減等と成果を上げた自治体支援等】

- 「窓口業務」をトップランナー方式の対象とすることを明確にし、導入に向けた工程を明確化すべき。
- 国と歩調を合わせ、地方でも行政手続きコスト削減の取組を進めることは、行政サービスの質の向上、企業負担の軽減からも波及効果大きい。地方全体で横展開が進むよう、関係府省で連携して課題を明らかにすべき。
- また、こうした地方での取組の成果を、頑張る地方支援(地方交付税「地域の元気創造事業費」での行革努力分など)に当たっての指標として取り入れるべき。

図表1. 窓口業務改革の全国展開の効果は大きい

総務省の研究会においても、窓口業務のパターン化等による業務フローの見直し、標準化によって、住民の利便性向上、業務全体の効率化等が期待されるとして、以下、提言されている。

- 人口規模にかかわらず導入可能
- 番号制度導入により、各自治体において更なる検討が進むことを期待

(備考)総務省「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」報告書(2015年1月)

図表2. 鳥取県における国の目標(3年で20%)を上回る行政手続きコスト削減に向けた取組

対象分野	目標及び現在の推計値*
許認可及び補助金手続き	30%以上削減(29年度末) 443万⇒317万時間(▲28.6%)
地方税 (eltax利用率)	70%以上(29年度末) 61.3%(28年度末)

(備考)規制改革推進会議第3回行政手続部会(2017年10月27日)鳥取県平井知事資料を基に作成。「現在の推計値」とは30年度当初からの実行に向け準備している取組を実行した場合の数値。更に取組を追加し、▲30%を達成することとしている。

【2. 地方単独事業の見える化等】

- 例えば子育て保育事業について、地方でも上乘せ措置や負担軽減措置等の単独事業を実施しているが、その成果とコスト等についての実態把握は進んでいない。しかしながら、こうした状況は、国の財政(交付税や無償化の対象)との関連、待機児童解消といった政策の成果把握やPDCAの面からも問題。
- また、窓口業務改革や自治体クラウド化も行財政効率化に大きな効果を持つが、その対象経費について決算で把握できず、各自治体間で効果の横比較もできない。
- 地方単独事業や地方行財政改革に関わるこうした事業を毎年の決算で把握できるよう、徹底した見える化と業務の標準化・簡素化を早急に進めるべき。

【3. 第三セクター・地方公社、地方公営企業】

- 第三セクター・公社については、依然多くの赤字団体、巨額の累積債務等が見られる。「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づく取組を全体としてフォローアップし、各自治体がこうした団体に対する抜本的な経営改革方針を策定すべき。
- 公営企業の内、累積欠損、他会計からの繰入金が多い病院事業は、地域医療計画の中で、官民の機能分化、病床再編を推進すべき。公営事業の7割を占める上下水道・工業用水については、関係府省と連携し、広域化、コンセッションの導入を推進すべき。

図表3. 公営企業、三セク等の状況

	第三セクター	地方三公社	地方独法	合計
法人数	6,615	795	122	7,532
うち 経常黒字法人割合	65.6%	56.5%	69.7%	64.5%
自治体の補助金交付額	0.3兆円	ほぼ0	0.3兆円	0.6兆円
自治体等からの借入残高	5.8兆円	4.4兆円	0.7兆円	10.9兆円

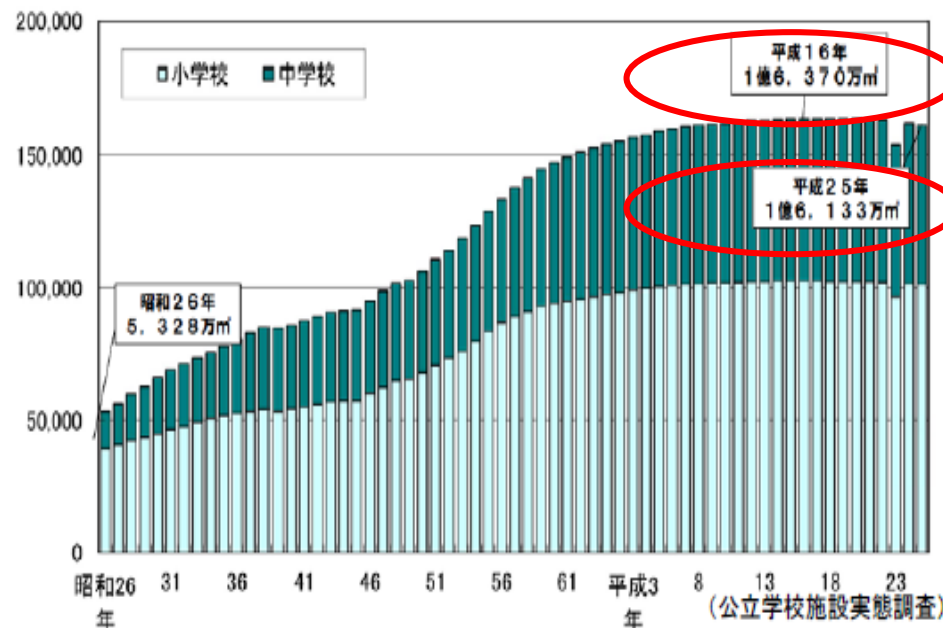
	水道	下水道	病院	公営企業合計
事業数(28年度)	2041	3639	634	8534
経常黒字事業割合(27年度)	92.9%	94.3%	45.8%	89.9%
他会計からの繰入金(28年度)	0.2兆円	1.7兆円	0.7兆円	3.0兆円
企業債残高(28年度)	8.1兆円	25.5兆円	3.6兆円	44兆円

(備考)総務省「平成27年度地方公営企業決算の概要」「平成28年度地方公営企業決算の概要」「第三セクター等の出資・経営等の状況の概要」

【4. 公共施設の集約化と老朽化対策】

- 自治体の懸案事項でありながら、なかなか進展しない小中学校等の集約化や老朽化対策について、文部科学省・総務省の連携、成果を出す自治体への支援強化、PPP/PFIの活用促進等を促すべき。
- 現在の公共施設等総合管理計画は、各自治体が独自に 維持管理・修繕・更新費の対象インフラや期間を設定し試算しており、横比較できない。住民一人当たり維持管理・更新費の中長期的な見通しを類似団体間で容易に比較できるように整備すべき。

図表4. 公立小中学校施設保有面積に変化なし



(備考)総務省「自治体戦略2040構想研究会」第2回(2017年10月31日)資料より抜粋

地方行財政改革の推進に向けて

平成 29 年 11 月 16 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

地方財政は、個々の自治体で違いはあるものの、全体としてはアベノミクスによる歳出・歳入面からの改善が進み、PBは黒字が継続し、自治体のいわゆる貯蓄である基金残高も大きく増加している。引き続き、地域経済の活性化と行財政サービスの一段の効率を一体として進め、「危機対応モード」から「平時モード」への切替えや人口減少・高齢化の下での持続可能な財政構造の構築を推進する必要がある。以下こうした課題解決に向け、提案する。

1. 平成 30 年度予算編成に向けて

集中改革期間の最終年度であり、国と歩調を合わせ引き続き歳出・歳入両面からの改革を進めるとともに、一般財源を実質同水準に確保すべき。

(1) 歳出効率化の推進

- 危機対応として講じられた歳出特別枠(0.2兆円)は廃止すべき。また、歳出特別枠の縮小に併せて導入された政策誘導型の重点課題対応分やまち・ひと・しごと創生事業費¹に係る自治体の成果を関係府省が協力して把握・検証すべき。
- 国が本年から推進している「行政手続きコスト 2 割削減」と歩調を合わせ、来年度から「窓口業務」をトップランナー方式の対象とすべき。
- トップランナー方式の成果²は、地方財政の改善と、頑張る自治体に対してその成果に応じて新たな財政需要等に配分することとし、その活用方法を見える化³すべき。
- 公共施設老朽化対策や社会保障関係費増大など、基金の積増しの背景とされる今後の歳出面の懸念に対し、各自治体に、公共施設の長寿命化計画の策定、医療費の地域差半減等への取組加速等を促すべき。また、財政資金の効率的配分を図る観点からも、基金の考え方・増減の理由、今後の方針について、各自治体に公表を求める仕組みを構築すべき³。
- 地方単独事業について、各自治体の実態把握と「見える化」を進めるべき。

¹ 重点課題対応分(2017年度2,500億円)、まち・ひと・しごと創生事業費(同1兆円)

² トップランナー方式による基準財政需要額の減少額 2016～18年度累計1,387億円

³ 財務省によると、基金の内訳情報をHPで公表している都道府県は47%、市町村では35%。積立の考え方を公表している団体は確認できない。例えば、2012年度以降15年度までの3年間で臨財債残高を増やしながらか基金残高を増やしている市が全体の7割

(2) 行財政改革の徹底推進

- 複数団体でのクラウド化、複数業務でのクラウド化の促進など、歳出効率化効果につながる具体的な行政サービスの広域化・連携を促すべき。
- 地方公営企業⁴の経営戦略策定済割合は4割に過ぎない。広域化や民間資金・ノウハウの長期利活用の観点から改革・再編等を促すべき⁵。公営企業会計導入の重点分野である下水道・簡易水道での適用を加速すべき。
- マイナンバーカードは Society 5.0 実現の基盤。マイナポータルの周知と利活用メニューの拡充など、KPIと工程を明確にし、国民運動として展開すべき。
- 自治体の中には国の取組を超える先進的な行財政改革を推進⁶する団体もあり、こうした事例の募集・表彰、コストと成果の見える化等を通じて横展開を促すべき。

(3) 税源偏在の是正等

- 経済再生の過程で、偏在性の少ない安定的な税体系に向けて見直しが不可欠。地方消費税についても、税源帰属の適切化に向け、eコマースの進展等の変化も含め、清算基準を見直すべき。

(4) 徹底した地方行財政の見える化推進

- 整備が進む統一的基準の地方公会計を自治体の資産管理向上に活用すべき。特に、基金の現状、固定資産台帳や公営企業・第三セクター等への出資金明細等の整備など、比較可能な形で、情報公開の徹底・拡充を促すべき。
- 世代間の負担や行政コストの状況⁷、公共施設の維持・管理等に関わる情報等について、総務省は、関係省とも協力し、比較可能な形で見える化⁸を促すべき。

2. 2020年代を見据えた強靱な地方行財政制度への転換

大幅な人口減少・高齢化の中で、税源偏在、国と地方の間や地方間の財政移転の効率性さらには地方財政計画の在り方といった課題に抜本的に対応することが重要。地方分権の推進とともに、自治体の自立や頑張りを支える地方財政の実現に向け、これらの課題解決に向け制度の見直しを進めるべき。同時に、大幅な人口減に直面する自治体では財源保障機能の維持も重要。また、社会保障の歳出抑制、公共サービスの質向上に向け、歳出・歳入のフローとストック両面から不断に改革を進めるべき。

⁴ 地方公営企業(28年度末8,534事業)の決算額は約17兆円、地方公共団体歳出決算額の約2割に相当する規模

⁵ その他、経営体制・外部人材の登用の見える化、PPP/PFIの導入、公営企業経営戦略のPDCA等の形成等。

⁶ 鳥取県では、行政手続きコスト3割削減等を実行。東京都町田市は8自治体と連携して行政コストの相互比較・分析し、学び合いを実施。荒川区では住民の幸福度を高める戦略的政策対応を実行。

⁷ 統一的な公会計に基づく、社会資本形成の世代間負担比率、行政コスト対税収等比率等

⁸ 自治体ごとの個別施設管理計画の策定状況、比較可能な形での公共施設管理計画における中長期的な住民一人当たり維持管理・更新費の見直し

(1) 国と地方で歩調を合わせた歳出改革の継続・加速

- 民間活力の利活用、行政サービスの広域化などに頑張った自治体の成果を反映した補助金・交付金、地方交付税を含めた支援の仕組みを拡大していくべき。
- トップランナー方式の対象業務は、基準財政需要額全体の3%強にすぎない。優良事例・先進事例の拡大に向けて、民間委託等によるものだけでなく、公共施設等の維持・管理など、トップランナー方式の適用業務を拡大⁹すべき。
- 地方の行財政改革の推進・横展開に向けて、自治体の改革意欲を促す仕組みや地方財政計画上の取扱いを明確にすべき。

(2) 資産改革を通じた地方財政の健全化、行政サービスの産業化・効率化

地方公共団体の資産(公的不動産 450 兆円)の改革を通じて、キャッシュ・フロー化、維持管理コストの削減、将来世代負担(負債)増大の抑制等を実現すべき。

- 公共施設等総合管理計画と固定資産台帳の整備・公開、個別施設の管理計画や個別不動産の資産価値情報の「見える化」により、PPP/PFIの導入や広域的な維持・管理の加速、定期借地権や指定管理者制度の活用を加速すべき。
- 第三セクターは、財政的リスク状況を踏まえ、株式売却を含め各自自治体が経営健全化方針を早急に策定すべき。

(3) 財政調整の仕組みの見直し

地方財政計画については、以下のような課題が指摘されている。透明性、自治体にとっての予見性の強化、説明責任等の観点から、30 年度予算編成も含め速やかに見直しを進めるべき。

- 地財計画と歳出決算が比較できない。一般行政経費と地方単独事業の対応関係も不明¹⁰で、予算・決算を通じたPDCAサイクルができていない。
- 計画についての実績に伴う地方税収等の上振れ、国庫補助事業の不用に係る地方負担分等について適正化(精算)がされていない。
- 基準財政需要額の約半分が人口を算定単位。固定的経費と人口割を区分するなど、人口減少の下での適正な財政需要額算定方法の見直し、地方交付税の配分のあり方の検討が不可欠。

⁹ 例えば民間事業者を活用したデータヘルス等の保健事業の実施、先端技術等を活用したインフラの維持管理等。

¹⁰ 地方財政計画で一般行政経費(単独事業)が14兆円に対し、歳出決算では地方単独事業の都道府県・市町村単純合計で28兆円(いずれも平成27年度)。

地方行財政改革の推進に向けて (参考資料)

平成29年11月16日

伊藤 元重

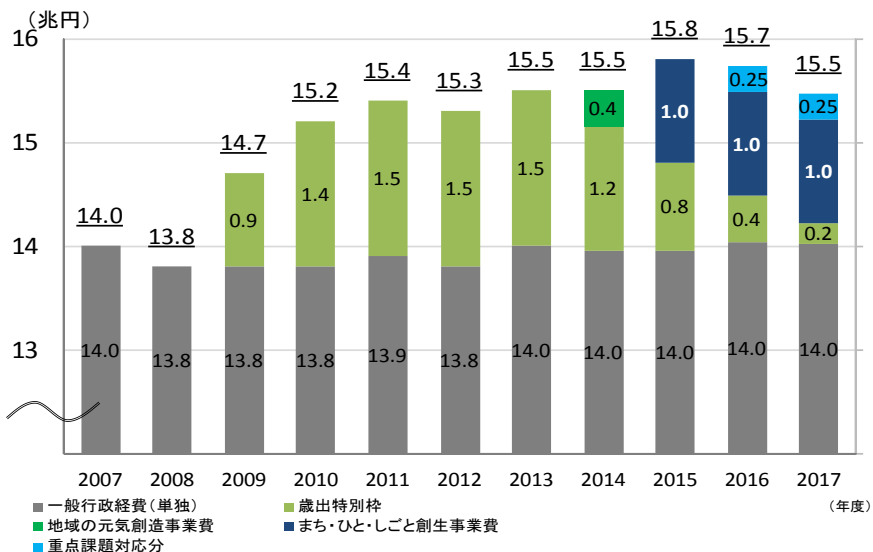
榊原 定征

高橋 進

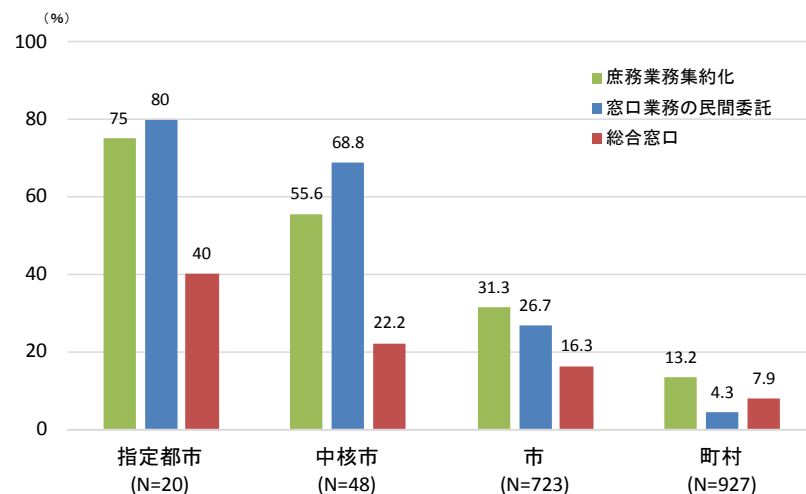
新浪 剛史

○歳出効率化の推進(1)

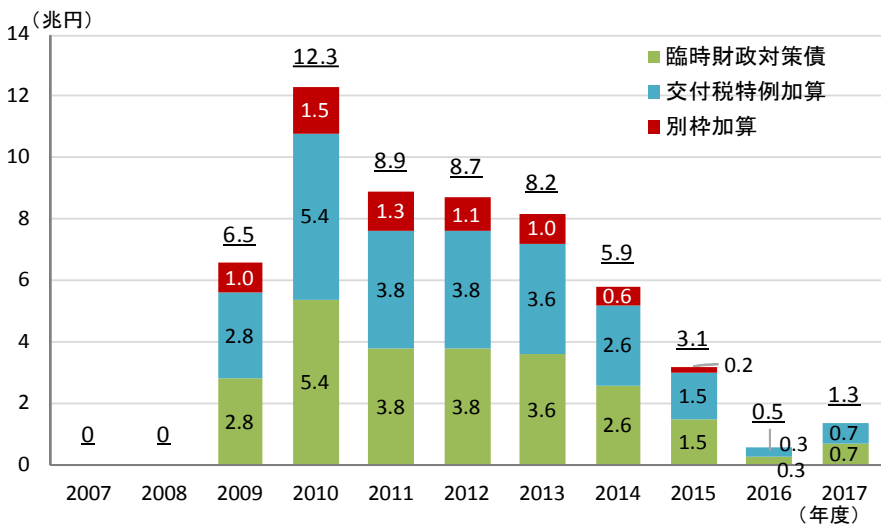
図表1. 歳出特別枠等の枠計上経費



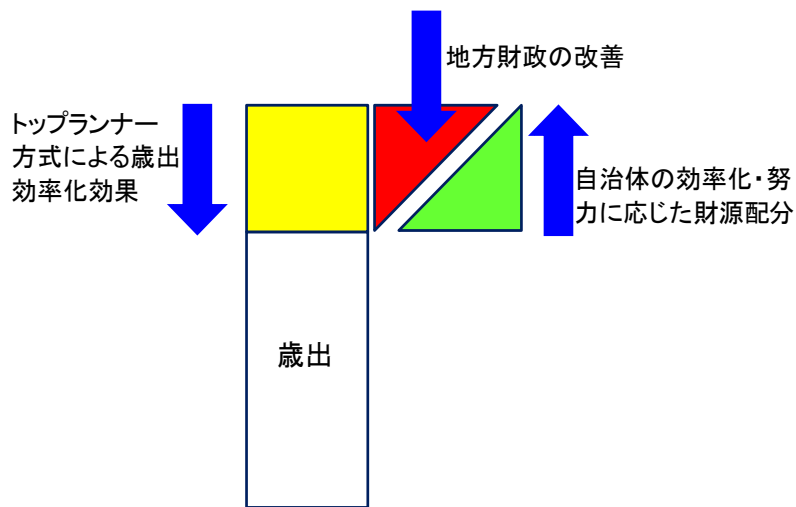
図表3. 市町村の窓口業務改革の実施率



図表2. 地方財源不足額の推移



図表4. トップランナー方式の成果の活用イメージ



(備考) 図表1: 総務省「地方財政計画」、財務省財政制度等審議会分科会資料(2017年10月31日)より作成

図表2: 財務省財政制度等審議会分科会資料(2017年10月31日)より作成

(備考) 図表3: 2017年10月25日国地方WG総務省資料より作成。市(N=723)は、指定都市・中核市以外の市。

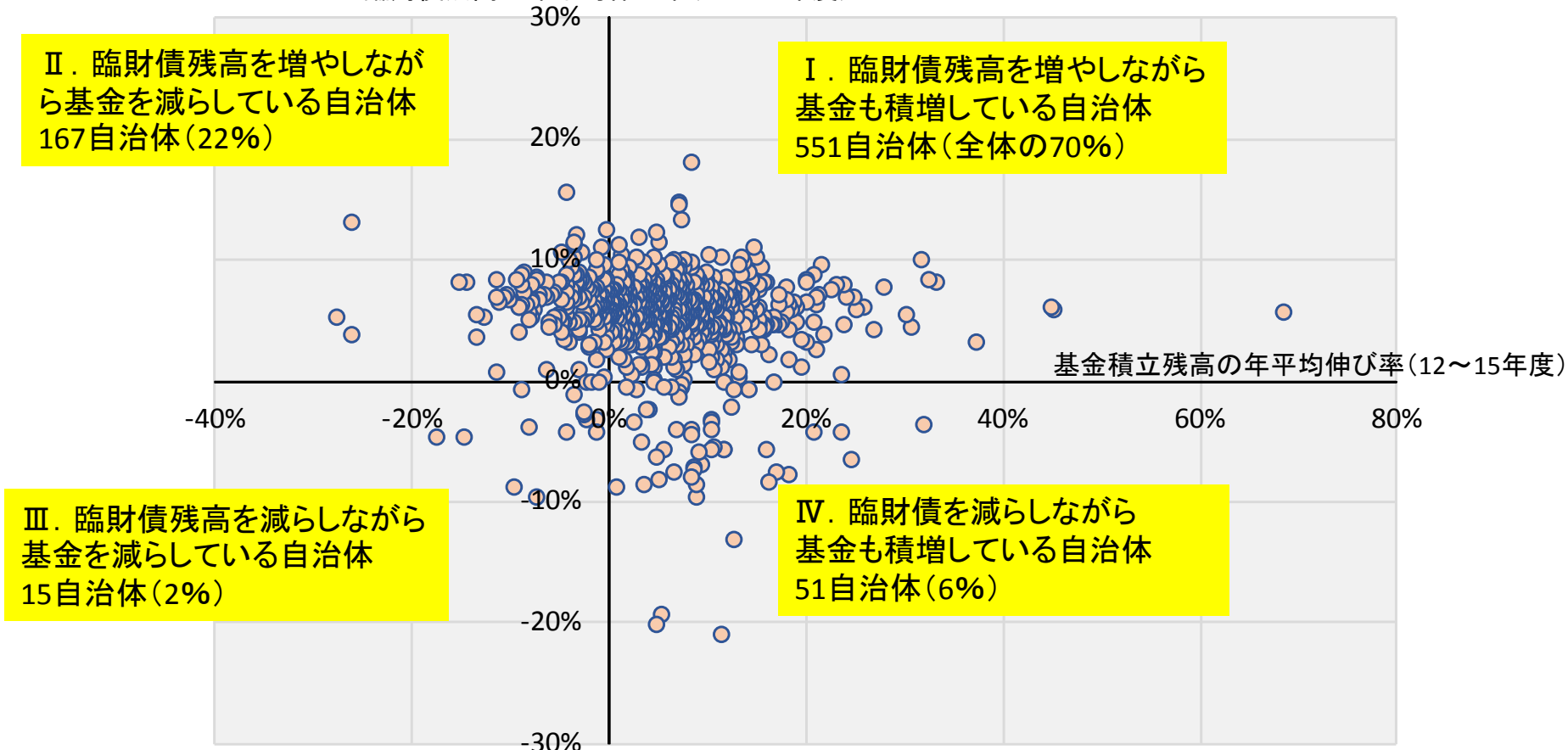
図表4: 経済・財政一体改革推進委員会(2015年12月25日)佐藤主光委員提出資料をもとに編集

○歳出効率化の推進(2)

図表5. 基金増加率と臨時財政対策債の増加率
 -3年間の市レベルでの臨財債の新規発行額合計5.8兆円、基金残高増加額1.1兆円-

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2012から15年度の増加額
基金残高	8.4兆円	9.1兆円	9.2兆円	9.5兆円	1.1兆円
臨財債年度末残高	14.0兆円	15.3兆円	16.4兆円	17.1兆円	3.2兆円
臨財債新規発行高合計	(1.9兆円)	2.0兆円	1.9兆円	1.6兆円	13~15年度合計5.8兆円

臨財債残高の年平均伸び率(12~15年度)



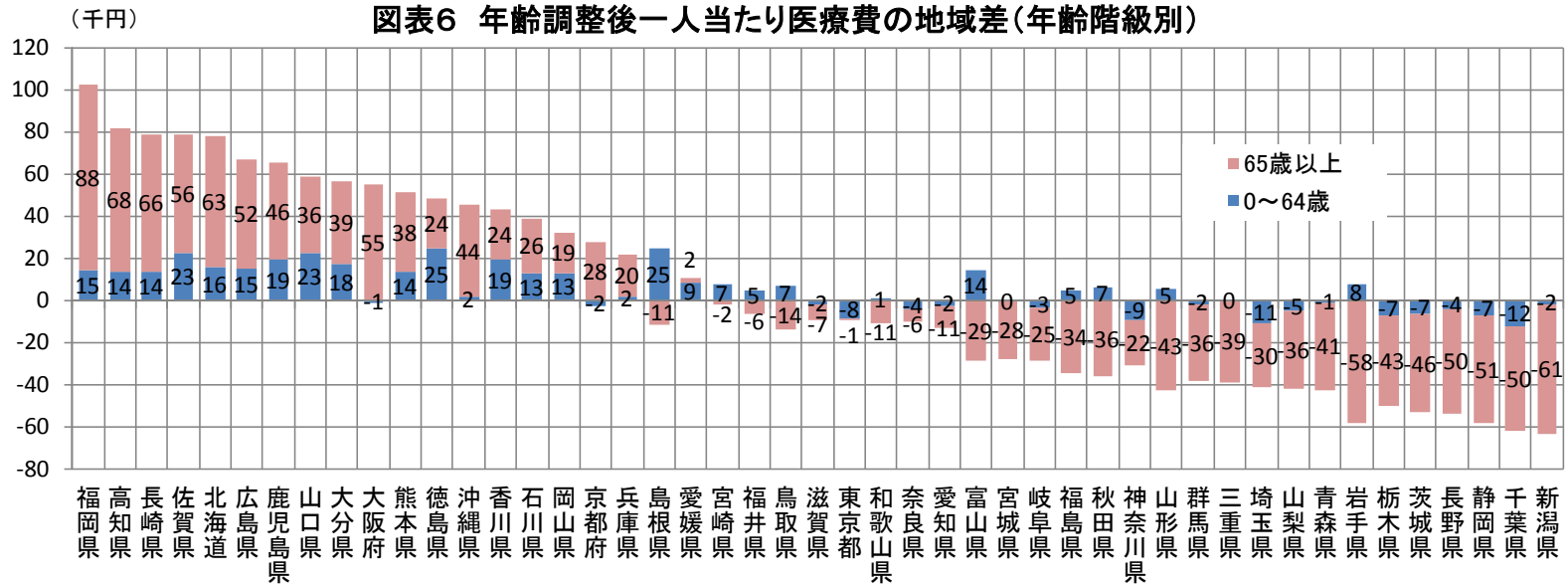
(備考) estat掲載の地方財政状況調査個別データより作成。

各年度末基金積立残高および臨時財政対策債各年度差引現在高について、2012年度から2015年度にかけての年平均成長率をプロットしたもの。

市のみデータ、全体で789市。2015年度臨財債差引現在高がゼロの5市はI~IVの自治体数には含めていない。

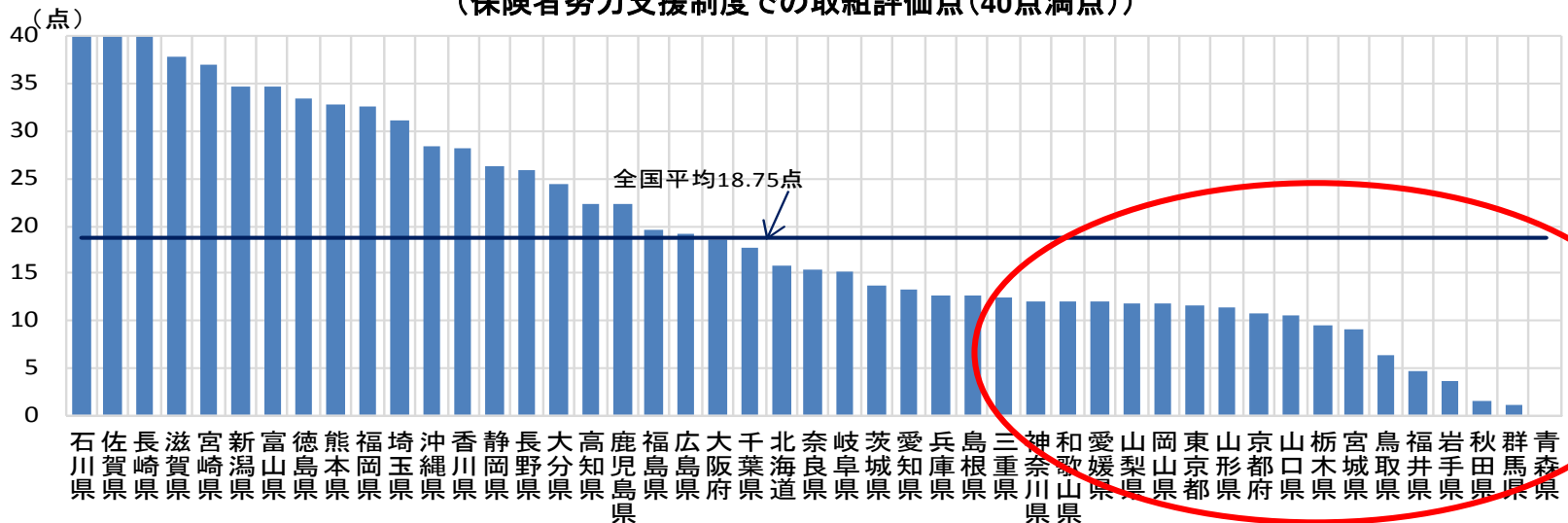
○歳出効率化の推進(3)

図表6 年齢調整後一人当たり医療費の地域差(年齢階級別)



(備考)2017年4月12日経済財政諮問会議有識者議員資料から再掲。経済・財政一体改革推進委員会・社会保障WG(第8回)厚生労働省資料を編集。一人当たり医療費は、市町村国民健康保険+後期高齢者医療制度の年齢調整後の計数。

図表7 糖尿病重症化予防の取組実施度合 (保険者努力支援制度での取組評価点(40点満点))



(備考)厚生労働省資料「保険者努力支援制度について」(2017年7月24日)より作成。平成28年度前倒し実施分について、都道府県別の市町村獲得点数。MC-38の基準を満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施しているかを40点満点で評価したもの。

○徹底した地方行財政の見える化推進

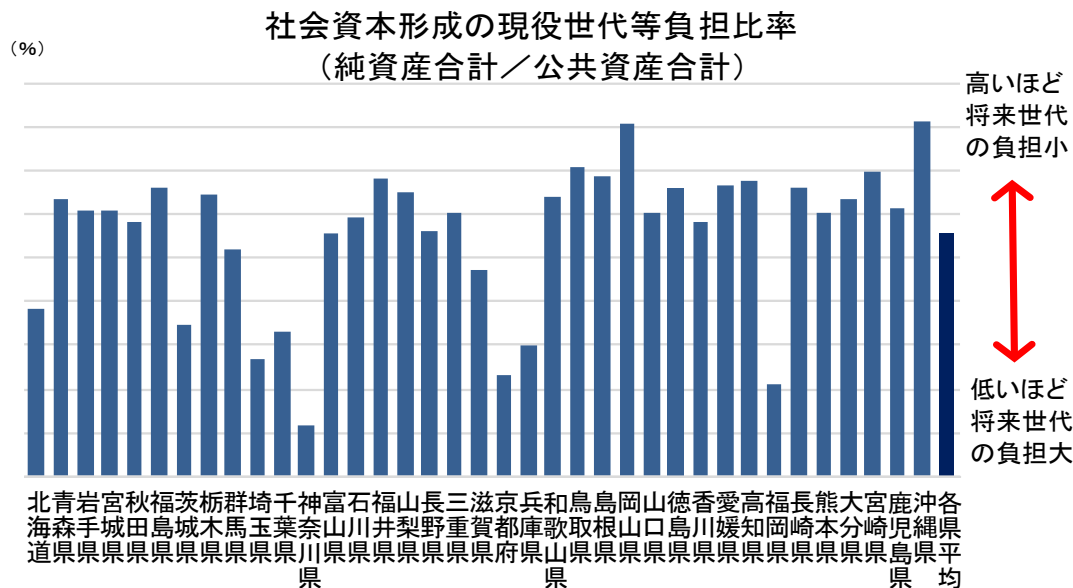
図表8. 固定資産台帳等を公共施設マネジメントに活用した自治体数

(団体)

	都道府県	市区町村
財務書類等の情報を基に、各種の指標を公表した	23	378
施設別・事業別の行政コスト計算書を作成した	3	25
固定資産台帳の情報を基に、将来の施設更新必要額の推計を行った	0	68
財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映した	1	110
財務書類や固定資産台帳の情報を基にPPP/PFI事業の提案募集を行った	0	1

(備考)総務省「地方公会計に関する現状と課題について」(2017年10月27日)より作成。施設管理関連を抜粋。

図表10. 財務諸表を活用した見える化(例)



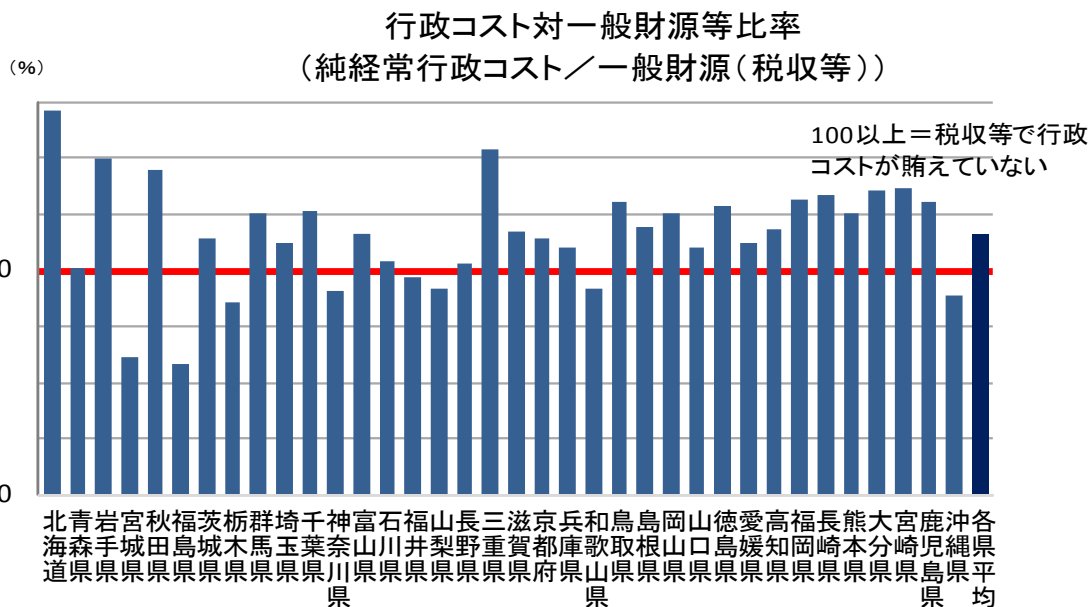
図表9. 主な政令指定都市での財務諸表の整備状況

(平成26年度) ○:整備済 ×:未整備

団体名	単体財務諸表 (普通会計)	連結財務諸表	固定資産台帳	出資金明細
札幌市	○	○	○	×
さいたま市	×	×	×	×
横浜市	○	○	×	×
川崎市	○	○	○	×
名古屋市	○	○	×	×
京都市	○	○	○	×
大阪市	○	○	○	○
神戸市	○	○	×	×
広島市	○	○	○	×
福岡市	○	○	×	×

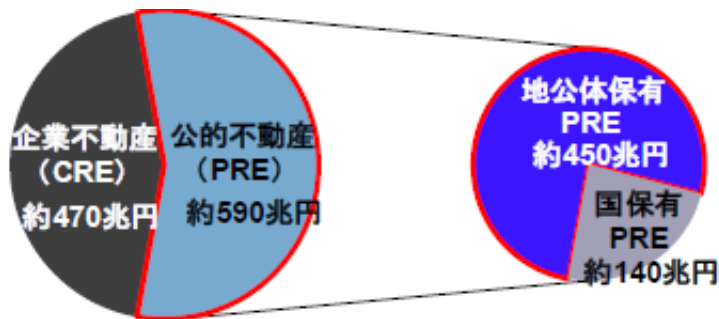
(備考)図表9:2017年4月25日経済財政諮問会議有識者議員資料再掲。国と地方のシステムWG(2017年4月11日)山田大介委員資料を基に作成。2016年3月31日時点での整備状況。

図表10:各県・市掲載の財務諸表より作成。27年度財務諸表を総務省方式改訂モデルに準拠して作成・公表している37県分を集計。上段は貸借対照表から純資産合計／公共資産合計、下段は純資産変動計算書より純経常行政コスト／(一般財源+補助金等受入)で計算



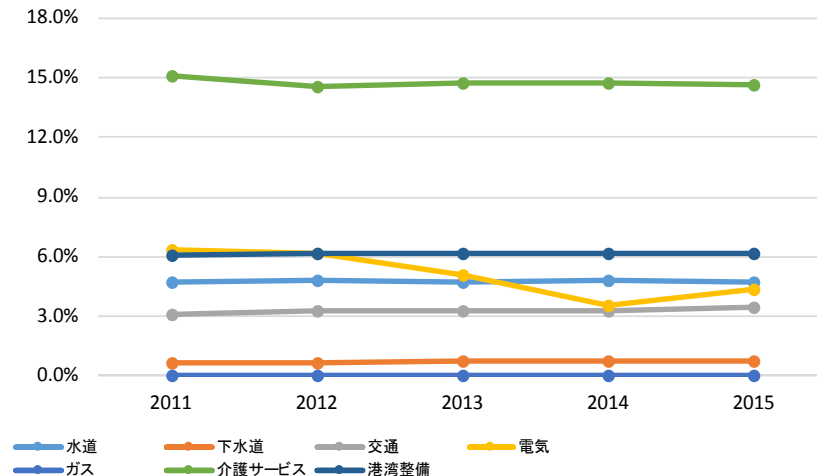
○資産改革を通じた地方財政の健全化、行政サービスの産業化・効率化

図表11. 地方公共団体の保有するPREの規模



(出所)2017年4月25日経済財政諮問会議有識者議員提出資料再掲。国と地方のシステムWG(2017年4月11日)山田大介委員資料を基に作成。公的不動産の例:土地、庁舎、下水道施設、都市公園、道路、駐車場、公営住宅、図書館、スポーツ施設、公立学校、保育施設等

図表13. 公営企業の広域化実施率

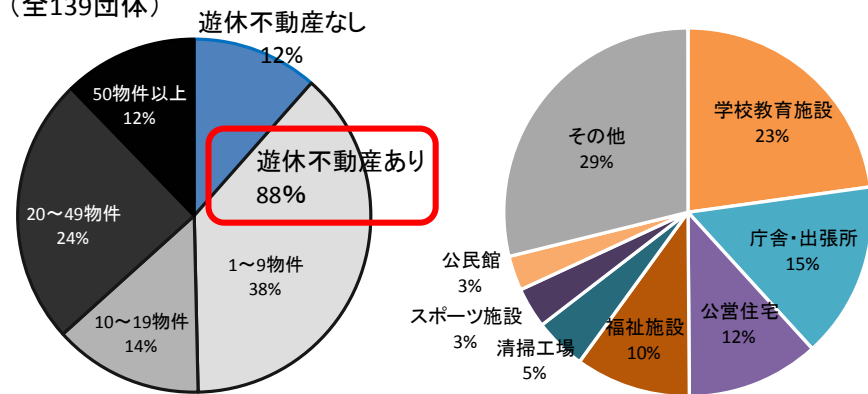


(備考)地方公営企業年鑑

図表12. 自治体保有の遊休不動産

自治体保有の遊休不動産物件数 (全139団体)

遊休不動産の従前の用途



(備考)総務省「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用についての調査研究」(2015年3月)
・都道府県、市、特別区等177団体へのアンケート調査。回答数145団体。「低未利用不動産」を遊休不動産とした。
・「従前の用途」は、上位3位までの用途。全385回答の分布を示したものを。

図表14. 第三セクター・地方三公社等の状況

	第三セクター	地方三公社	地方独法	合計
法人数	6,615	795	122	7,532
うち 経常黒字法人数(割合)	3,510 (65.6%)	448 (56.5%)	85 (69.7%)	4,043 (64.5%)
自治体からの補助金交付額	2,550億円	131億円	2,950億円	5,632億円
自治体からの借入残高	2.4兆円	1.3兆円	0.6兆円	4.3兆円

	全体法人数	経営の点検評価が定期的(概ね年1回以上)行われている法人数(割合)
都道府県	1,659	848 (51.1%)
指定都市	431	323 (74.9%)
市区町村	4,178	323 (7.7%)
合計	6,268	1,494 (23.8%)

(備考)総務省「第三セクター等の出資・経営等の状況の概要」(平成28年3月31日時点)

地方財政について

—落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現に向けて—

平成29年11月16日
野田議員提出資料

地方財政について

- 我が国が直面する最大の危機である少子化・人口減少への対応、さらには、持続可能な社会保障制度、個性と活力ある地域経済を実現していくためには、住民の主体的参加・「支え合い」を通じた地方の努力がこれまで以上に重要な時代になっている。
- このため、地方の行財政運営をさらに効果的・効率的なものとしていくとともに、地方のやる気・意欲を高める方向性を堅持すること、安定的な税財政基盤を確保していくことが不可欠。
- 具体的には、以下の項目について、次ページ以降に記載。

1. 暮らしやすく働きやすい社会の実現 ～ 地域経済の再生へ (P2)

2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 (P3,4)

1. 暮らしやすく働きやすい社会の実現 ～地域経済の再生へ

- 出生数の大幅な減少、東京圏への人口集中などにより、地方はいち早く少子化・人口減少の危機に直面。
- 日本は既に成熟国家。これまでの蓄積、知恵、様々な新技術などの地域の資源を最大限活用し、「支え合い」を大切にしながら、日本の力を最大限発揮し、地域経済の再生につなげていく。

地域の資源を「賢く」活用

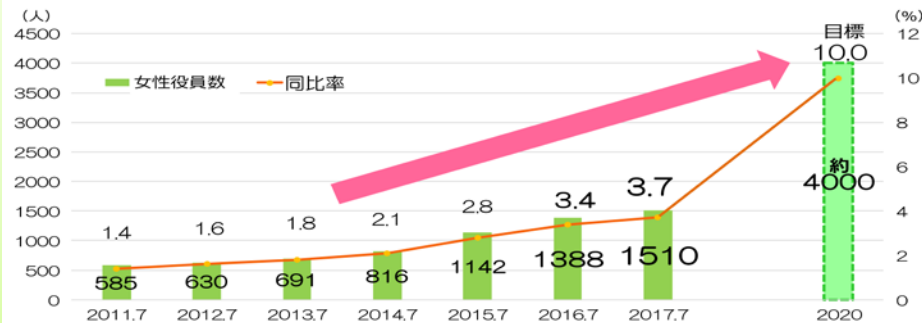
- 「ローカル10,000プロジェクト」「マイナンバーカードを活用した地域消費拡大プロジェクト」などにより、地域資源を活用した投資を促し、地域経済の好循環を実現。
- 「シェアリングエコノミー」など「共助」のしくみにより、地域課題を解決し、地域を活性化。
- 全国24,000の郵便局ネットワークを活用し、郵便・貯金・保険の他にも、より地域に密着した存在に。
- 「ふるさと起業家支援プロジェクト」「ふるさと移住交流促進プロジェクト」など、ふるさと納税の資金を有効に活用し、地域に「人」を呼び込む地方団体の取組を積極的に後押し。

女性や障害者をはじめ、すべての方々が力を発揮できる「暮らしやすく働きやすい社会」の実現

- 「テレワーク」の活用による「働き方改革」により、生産性とワークライフバランスの満足度を向上。
- 公共施設等の「ユニバーサルデザイン化」の推進により、全ての人にやさしいユニバーサル社会を構築。
- 「指導的立場に就く女性割合の向上」など、意思決定過程への女性の参画を推進。

<役員・管理職への女性の積極的登用>

- 2007～2011年までの4年間で0.2ポイント増加と、ほぼ横ばいで推移
- 総理から経済界への要請を挟む2012～2017年は、5年間で約2.4倍に増加と、取組が加速
- また2017年7月には、女性役員数が1,500人超となった（昨年比122人増）



地域における「IoTの活用などによる未来づくり」

- 医療、教育、観光、農林水産業、地場産業などにおけるIoT実装を通じた地域の変革を総合的に支援。
- 情報通信審議会で、IoT・AI・ロボットなど新時代の未来づくりに向けた政策等を検討。

<ふるさと起業家支援プロジェクト(ふるさと納税のさらなる活用)>



2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ①

<(1) 地方行政サービス改革の推進>

公共施設の適正管理等の推進

- 公共施設等総合管理計画は、既にほぼ全団体が策定。
(計画策定済み団体(H29.9.30現在): 1,777(99.4%))
- 同計画に基づき、公共施設等の**老朽化対策等**に取り組む**地方団体への地方財政措置を拡充**。

公営企業の経営改革の推進

- 人口減少や施設の老朽化等を見据えた**経営戦略の策定の要請**などにより、**広域化等の公営企業の経営改革を推進**。

〔 経営戦略策定済み事業の割合
3.8%(H28.3.31) → 44.2%(H29.3.31) 目標 100%(H32) 〕

民間委託、クラウド化等の業務改革の推進

- 窓口業務の民間委託のための**標準委託仕様書を年度内に完成**させ、平成30年度から全国展開。
〔 窓口業務の民間委託実施団体
275(H28.4.1) → 301(H29.4.1) 目標 416(H32) 〕
- 窓口業務に地方独立行政法人を活用できるよう、法律を改正。
(H30.4.1施行)
- **全団体にクラウド導入等計画の本年度内の策定を要請**し、更にクラウド化を推進。(クラウド導入市区町村(H29.4.1現在): 948)

<(2) 地方の安定的な税財政基盤の確保>

一般財源総額の確保

- 地方団体が自らの課題に自主的・主体的に取り組みつつ、安定的に財政運営を行えるよう、地方が自由に使える**一般財源総額を確保**。
- 地方交付税について、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、**総額を適切に確保**。

偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築

- 市町村主体の森林整備財源の確保のため、**森林環境税(仮称)の創設を検討**。
- **地方消費税の清算基準について**、税収帰属の適正化の観点から、**抜本的な方策を検討**。
- 消費税(国・地方)率引上げと併せて、地方法人課税の偏在是正(法人住民税の交付税原資化)を実施。(法改正済み)
- ※ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を更に推進。

全世代型社会保障への対応

- 地方が全世代型社会保障への改革に適切に対応するためには、**地方の理解を得ながら制度設計を進めるとともに、財源を確保**することが必要。

2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ②

<(3) 基金の調査結果の概要>

残高増加(H18年度－H28年度 7.9兆円)の要因

(単位:兆円)

増加要因	交付団体	不交付団体
制度的要因	2.1	0.1
国の施策に基づく基金の増加	0.5	0.1
合併に伴う特例措置終了への備え等	1.7	0.0
将来の歳入減少・歳出増加への備え	3.1	2.5
法人関係税等の変動	0.5	0.3
人口減少による税収減	0.3	0.0
公共施設の老朽化等	1.0	1.1
災害	0.6	0.3
社会保障経費の増大	0.3	0.4
その他	0.4	0.4
計	5.3	2.7

○ 基金積立ての方策

→ 多くの団体が、行革、経費節減により捻出

○ 現在の基金残高の水準(残高/標準財政規模)

→ 東京都及び特別区を除き、平成に入ってから平均とほぼ同じであり、近年は横ばいで推移

○ 中期的(3~5年)な増減見込

→ 具体的な回答のあった基金で、△2.6兆円

今後の方向性

- 地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、**基金残高を理由に、地方財源を削減することは妥当ではない。**
- 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。
 - ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる**地方税財源の安定化が望ましい。**
 - ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、**偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。**
 - ◆ 交付団体においても、**老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。**
- **地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。**

参 考 资 料

<全般的事項>

- 地方行財政改革の推進にあたっては、地方の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について理解と協力を得ることが必要。

<1. 平成30年度予算編成に向けて>

(歳出特別枠について)

- 地方財政計画における歳出特別枠(H29年度 0.2兆円)については、「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方財政対策に向けて検討。

(まち・ひと・しごと創生事業費及び重点課題対応分について)

- 地方財政計画上、まち・ひと・しごと創生事業費として確保された財源は、地方交付税の算定において、社会福祉費等の具体の算定項目とは別に、これらに上乗せする形で分野横断的に算定。さらに、地方交付税は用途に制限のない一般財源であることから、各地方団体の決算において、まち・ひと・しごと創生事業費の分だけを取り出して成果を把握することはできない。(※重点課題対応分についても同様。)
- 基本方針2017に沿って、まち・ひと・しごと創生事業費については、地方交付税の「人口減少等特別対策事業費」における「取組の成果」に応じた算定へのシフト等を進めるとともに、重点課題対応分に関連する諸施策については、関係府省と連携しながら取組の成果の把握・検証を実施。

民間議員からの提言に関する考え方②

(トップランナー方式について)

- トップランナー方式については、引き続き、現在の「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って、適切に対応。
- 地方交付税は、地方交付税法に基づいて、標準的な経費により算定することとされており、こうした法律上の枠組みがある中で、トップランナー方式を18業務に導入し、段階的に算定に反映。
- 窓口業務については、現在、民間委託の実施率が17.3%であり、総務省として民間委託等を行うための環境整備(3ページ「民間委託、クラウド化等の業務改革の推進」参照)に取り組んでいる段階であることから、今後の民間委託の進捗状況等を踏まえて引き続き導入を検討。
- トップランナー方式による経費の減については、これまで、地域課題に対応するための地方単独事業に要する経費の増などに充当。地方団体の行財政改革により生み出された財源は、その改革意欲を損ねることのないよう、還元することが必要であり、今後もこうした考え方に沿って対応。

(基金について)

- (資料5-2 図表5. について、)臨時財政対策債は地方交付税の不足を補うために発行されるものであり、多くの場合、地方団体は年度当初から地方交付税と併せて予算に計上し、所与の歳入として財政運営を行っている(年度途中から順次発行している団体も多い)ことに留意。

(地方単独事業について)

- 地方単独事業(ソフト)について、地方団体間の重複部分を控除した決算額(純計額)を平成28年度決算から把握・公表(11月末を予定)。
- 平成30年度において、決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」を推進するための委託調査を実施予定(予算要求)。

< 2. 2020年代を見据えた強靱な地方行財政制度への転換 >

(国と地方の間の財政移転について)

- 国と地方の間の財政移転については、国の赤字を地方に付け替えても、国・地方を合わせたトータルのPBの赤字は変わらないものであり、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むなど、国と地方が信頼関係を持って努力することが重要。

(自治体の成果を反映した支援の仕組みについて)

- 地方交付税は、地方交付税法に基づき、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を、客観的な指標を用いて機械的に算定。現在も、地方交付税制度の中で対応可能な取組として、地方団体の財政需要を的確に算定する観点から、行革努力や地方創生の取組の成果を反映した算定を行っている。各行政分野において、具体的にどのような指標を用いて算定を行うことが適切かについては、所管省庁や地方の意見などを踏まえて検討していくことが必要。
- トップランナー方式の拡大については、「1. (トップランナー方式について)」のとおり。

(地財計画と歳出決算の比較について)

- 地方財政計画と決算の比較については、比較可能となるよう所要の調整を行った上で、これまでも公表してきている。
- 地方単独事業の決算の「見える化」については、「1. (地方単独事業について)」のとおり。

(地方財政計画における精算について)

- 地方財政計画は、地方交付税法第7条に基づき、地方税、国庫支出金などの歳入歳出項目について、翌年度の額を見込んでいるものであり、決算額に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。なお、地方税収については、決算額と地方財政計画の過大・過小は、中長期的には概ね見合っている状況。

(基準財政需要額の算定方法について)

- 基準財政需要額の算定においては、人口規模が小さくなるほど人口一人当たり経費が大きくなる実態を反映するため補正措置を講じているほか、人口が急減する地方団体については、人口の減少に即して直ちに行政経費を減らすことが困難な実態を踏まえ、人口急減補正を適用するなど、適切に算定。

地方行財政について

平成29年12月1日
野田議員提出資料

地方団体における窓口業務の更なる効率化について

- 地方団体における民間委託はごみ収集などでは進んでいるが、**窓口業務については、審査・決定など公権力の行使にわたる事務を除く必要があることから、民間委託が進まない状況。**
- このため、窓口業務の委託について**地方独立行政法人の活用などを推進。**
→ 来年度、これらの取組を強化し、その状況を踏まえ、地方交付税におけるトップランナー方式について**平成31年度の導入を視野に入れて検討。**
- また、民間委託にとどまらず、マイナンバーシステムやAI等の活用により、**窓口業務自体を省力化。**

窓口業務の民間委託のための取組の強化

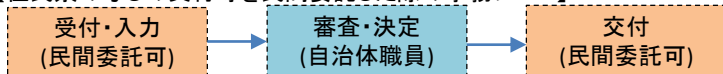
- 今後取組が期待される中核市(人口20万人以上)や人口10万人以上の市・特別区を主なターゲットに、**取組を強化。**

① 「業務改革モデルプロジェクト」(※)により自治体を支援(H28年度～)

※ 選定した地方自治体において、モデル的に、窓口業務等についてICT化・オープン化・アウトソーシングを一体的に実施。これにより改革の手法を確立して、横展開を図る。

② 地方独立行政法人の活用(地方独立行政法人法改正(H30.4施行))

【住民票の写しの交付等を民間委託した際の事務フロー】



地方独立行政法人へは、審査・決定も含め、原則一連の窓口事務を委託可能に

※ モデル事例となる自治体には、業務改革モデルプロジェクトにより支援

③ 標準委託仕様書の作成(年度内)

※ 窓口業務の民間委託実施市区町村数 : 275 (H28.4) → 301 (H29.4) 目標(KPI) 416 (H32)

取組の強化

ICTの活用による窓口業務自体の省力化

マイナンバーシステムの活用

- マイナンバーによる情報連携がスタート(11月13日本格運用)
→ 行政手続のワンストップ化、行政機関等への提出書類(住民票、課税証明書等)が省略可能に
- マイナンバーカードの券面情報を活用した申請書自動記載
- コンビニ交付サービスの導入促進
- マイナポータル・電子証明書を活用したオンライン申請の拡大

AI等新技術の活用

- 窓口業務の一部をAIを活用して省力化
(活用・検討事例)
 - ・ 申請データの取得、システム入力を自動処理する実証実験(受領証明書・発注書の送付についても検討)
 - ・ 窓口での問合せに対する回答案を検索するシステムの試験導入

第三セクター等の経営改革の推進について

- 総務省では、平成21年の自治体財政健全化法の全面施行以来、事業継続の是非を含む**経営健全化に取り組むよう、各地方団体に要請し**、一定の成果。
- 平成28年度以降、**財政的リスクの状況について、毎年度調査し、結果を公表**することとした。
- 平成29年3月には先進的な経営改革をまとめた事例集を作成・周知した。
- 平成30年1月に、財政的リスクの高い第三セクター等について、各地方団体において、新たに**経営健全化のための方針を策定・公表**するよう要請していく(過去2年連続で一定の基準に該当した400法人程度を対象)。

【経営健全化の成果】

- 地方団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高の減少

- 地方団体からの補助金の減少

- 抜本的改革等により法人数が減少

平成22年度決算	平成27年度決算
6兆2,670億円	3兆5,328億円

平成22年度決算	平成27年度決算
3,775億円	2,682億円

	平成22年度	平成27年度
法人数(総数)	8,401	7,410
経常赤字法人数	2,821	2,188
債務超過法人数	369	234

【財政的リスクの高い第三セクター等】 ※平成27年度決算による

調査対象法人： 1,193法人

第三セクター等7,410法人のうち、地方団体が損失補償等を行っている法人

うち、2年連続で下記項目に該当し、財政的リスクが高いと認められる法人： 417法人

- ・ 地方団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上
- ・ 債務超過
- ・ 経常赤字
- ・ 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方団体の標準財政規模の10%以上

地方団体の基金について（11月16日提出資料の補足）

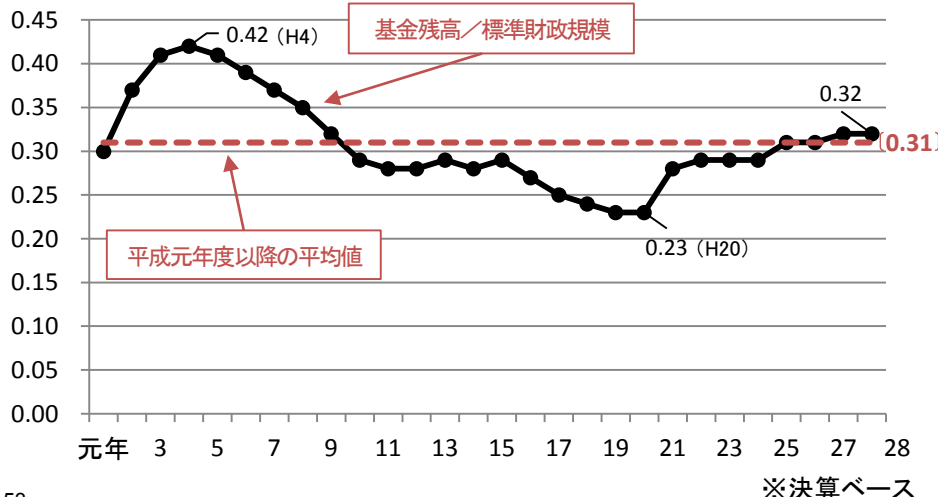
<基金残高の水準>

- 地方交付税により財源保障されている地方財政においては、赤字地方債は例外的に認められている範囲内でのみ発行が可能。歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提であり、一定水準の基金の確保が必要。
- 基金残高が最低レベルであった時期（平成17～19年度頃）は、半数以上の地方団体が給与カットを実施してまで基金を確保。多くの地方団体にとって、この時期の基金残高は必要最低限又は過小との認識。
- 現在の水準は、東京都・特別区を除き、平成に入ってから平均程度であり、近年は横ばい。

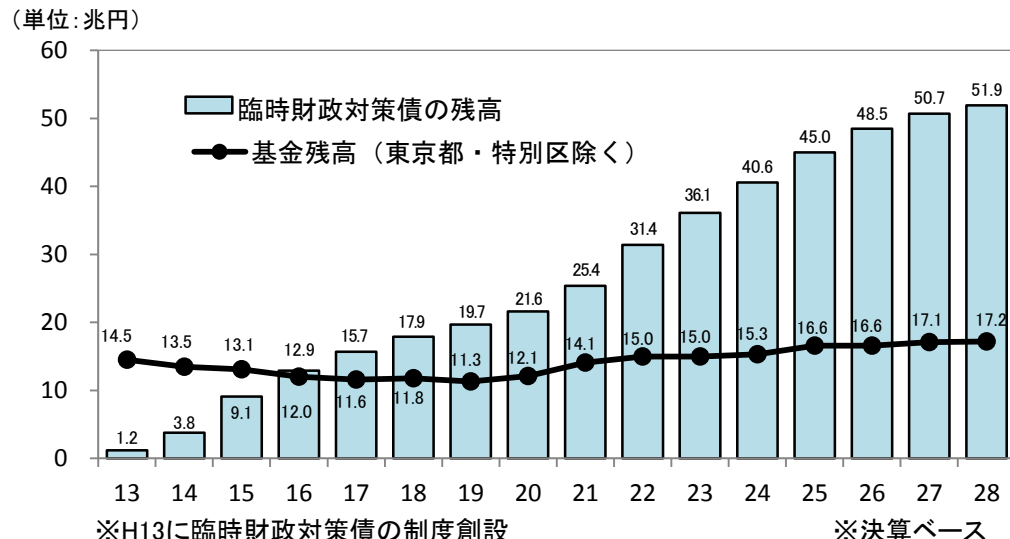
<臨時財政対策債との関係>

- 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置としての一般財源であり、臨時財政対策債と地方交付税は一体のもの。
- 多くの地方団体は、当初予算の段階において例年7月に決定される地方交付税と臨時財政対策債の見込額を所与の歳入として計上した上で、年度を通じての財政運営を実施。
- 一方、基金の最終的な積立て・取崩しの額は、財政運営の結果としての年度末の歳入・歳出全体の見込みを踏まえて決定されるもの（基金残高と臨時財政対策債の発行額に直接的な関連はない）。

【東京都・特別区を除く基金残高の水準（標準財政規模に対する比率）の推移】



【臨時財政対策債の残高と基金残高（東京都・特別区を除く）の推移】



参考資料

(民間議員からの提言に対する総務省の考え方)

【1. 行政手続きコスト削減等と成果を上げた自治体支援等】

(行政手続きコスト削減の取組について)

- 事業者の行政手続きコスト削減については、「行政手続部会取りまとめ(規制改革会議行政手続部会決定)」に基づき、地方団体の手続も含め、許認可等を所管する各省庁が取組を推進。

(地方での取組の成果について)

- 上記の取組により、結果として、職員数や人件費等が削減された場合には、地方交付税の「地域の元気創造事業費」の算定において、引き続き、地方団体ごとにその行革努力を反映。

【2. 地方単独事業の見える化等】

(地方単独事業について)

- 地方単独事業(ソフト)について、地方団体間の重複部分を控除した決算額(純計額)を平成28年度決算から把握・公表。
- 平成30年度において、決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」を推進するための委託調査を実施予定(予算要求)。

(地方行財政改革に関わる事業の把握について)

- 改革工程表に基づき、BPRによる業務改革や複数団体による自治体クラウドの導入によるコスト削減効果を整理の上、公表。

(業務の標準化について)

- 窓口業務については、業務改革モデルプロジェクトにおいて広域的な取組を優先的に採択し、業務の標準化を推進。
- 複数団体による自治体クラウドの導入により、共通のシステム利用を図ることを通じて、業務の標準化を推進。

【3. 地方公営企業】

(病院事業について)

- 地域医療における官民の機能分担や病床再編の検討の必要性を示した新公立病院改革ガイドラインに基づき、9割以上の公立病院が新公立病院改革プランを策定し、再編・ネットワーク化等の取組を進めており、引き続き、取組を支援。

(上下水道・工業用水道事業について)

- 人口減少や施設の老朽化等を見据えた経営戦略の策定の要請などにより、広域化等の公営企業の経営改革を推進。

【4. 公共施設の集約化と老朽化対策】

(公共施設等の集約化・老朽化対策について)

- 地方団体における公共施設等の適正管理の取組の推進に際しては、所管省庁と十分に連携し、公共施設の集約化や老朽化対策に対して、引き続き、地方財政措置を講じる。

(公共施設等総合管理計画について)

- 今年度中に、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を通知し、中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の比較可能性を高める。

【5. その他(資料4 1.(3)介護報酬改定等)】

- 介護保険のインセンティブについては、市町村が高齢者の自立支援や介護の重度化防止に前向きに取り組むことができるよう、市町村の理解が得られる仕組みにすべき。